

令和6年6月
勝浦市議会定例会会議録（第2号）

令和6年6月5日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢 弥 君
4番 長田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克 巳 君
7番 狩野 光 一 君	8番 久我 恵 子 君	9番 寺尾 重 雄 君
10番 戸坂 健 一 君	11番 岩瀬 洋 男 君	12番 松崎 栄 二 君
13番 岩瀬 義 信 君	14番 佐藤 啓 史 君	15番 末吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照 川 由美子 君	副 市 長 竹 下 正 男 君
副 市 長 加 藤 正 倫 君	教 育 長 岩 瀬 好 央 君
政 策 統 括 監 青 山 大 輔 君	総 務 課 長 屋 代 浩 君
企 画 課 長 事 務 取 扱	情 報 政 策 課 長 高 橋 吉 造 君
財 政 課 長 軽 込 一 浩 君	税 務 課 長 大 野 弥 君
消 防 防 災 課 長 鈴 木 和 幸 君	高 齢 者 支 援 課 長 篠 宮 寛 敬 君
市 民 課 長 渡 邊 弘 則 君	生 活 環 境 課 長 渡 邊 知 幸 君
福 祉 課 長 水 野 伸 明 君	農 林 水 産 課 長 君 塚 恒 寿 君
都 市 建 設 課 長 栗 原 幸 雄 君	学 校 教 育 課 長 紫 関 左 恭 君
観 光 商 工 課 長 岩 瀬 由美子 君	水 道 課 長 窪 田 正 君
生 涯 学 習 課 長 大 森 基 彦 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 平 松 等 君	議 会 係 長 小 高 茂 君
-----------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程第2号

第1 一般質問

開 議

令和6年6月5日（月） 午前10時00分開会

○議長（佐藤啓史君） おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

それでは、議事に入ります。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

一 般 質 問

○議長（佐藤啓史君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。

最初に、久我恵子議員の登壇を許します。久我恵子議員。

〔8番 久我恵子君登壇〕

○8番（久我恵子君） 議長よりお許しをいただきましたので、令和6年6月、一般質問をさせていただきます。会派勝寿会、久我恵子でございます。よろしくお願いいたします。今回は2点質問をさせていただきます。

1点目、木造住宅耐震化補助金について、お伺いいたします。

令和6年の元旦に発生した能登半島地震の死者238人の死因の4割が「圧死」、「窒息、呼吸不全」が2割、「外傷性ショック」が約1割で、多くの方が倒壊した建物等の下敷きとなったことが原因で亡くなったと見られております。木造住宅の耐震化について、勝浦市でも補助金が出されておりますが、耐震化は進んでおりません。地震による揺れから建物を守るための耐震ではなく、命を守るための対策が必要と考えます。

そこで、以下のとおり質問いたします。1、木造住宅耐震化の推進について市の考え、2、建物全体の耐震化だけでなく、1部屋または耐震シェルター等にも補助金を広げるべきと思います。これについての考えをお伺いいたします。

2点目、認知症高齢者等見守りシール交付対策について。

2040年に、高齢者の7人に1人が認知症になるとの推計結果が、8日に開かれた政府の認知症施策推進関係者会議で公表されました。長寿社会では、誰もが認知症になり得ります。認知症高齢者数の増加に伴い、行方不明になるケースも相次いでおります。警察庁のまとめによりますと、22年は延べ1万8,709人、2012年の9,607人から10年間で約2倍に上っております。住み慣れたまちで安心して暮らすための取組の整備が必要と考えます。

そこで、以下のとおり質問いたします。1、認知症高齢者等の行方不明予防について、市はどのような対策をしているのか。2、県内でも多くの自治体で2次元コードを使った高齢者見守りシール交付事業が実施されております。勝浦市でも導入するべきと考えます。これについての市の考えをお聞きます。

以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 市長から答弁を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいまの久我議員の一般質問にお答えします。

木造住宅耐震化補助金について、お答えします。

まず、木造住宅耐震化の推進に係る市の考えについてであります。能登半島地震では、多くの家屋の倒壊・崩壊を目の当たりにいたしました。

住宅の耐震化は、被害を未然に防ぎ、被災した場合においても被害を最小限に抑えられ、いち早く復旧できることはもとより、何よりも命を守ることにおいても非常に重要と考えます。

本市では、木造住宅の耐震化の補助金制度を創設し、耐震化の推進を図っており、令和5年度には耐震診断及び耐震改修の補助金の見直しや除却に対しての補助も新設いたしました。それでも耐震化が進んでいないのが実情であります。

本年度は、従来のホームページや広報による周知とともに、固定資産税納税通知書に補助金制度の案内を同封し、周知をしたところです。

市民の命を守るためにも、補助金制度の利用促進を図り、住宅の耐震化を推進してまいります。

次に、建物全体の耐震化だけでなく、1部屋または耐震シェルター等にも補助を広げることへの考えについてであります。耐震化の工事は、通常のリフォーム工事などとは異なり、目に見えて改修されたことが確認できないことや、耐震化以外にも工事が及び費用がかさむなどの理由により、耐震化の工事をちゅうちょしているということも耳にします。また、耐震への関心度もそれほど高くはないということも聞いております。

耐震シェルター等による住宅の耐震化は、住宅全体の耐震化工事に比べ比較的安価であることや工事期間の短縮など、命を守るためには有効であると考えますので、現在実施している耐震化の補助金制度も踏まえ、検討してまいります。

次に、認知症高齢者等見守りシール交付についてお答えします。

まず、認知症高齢者等の行方不明者予防に係る市の対策についてであります。国の研究班は、2040年に全国の高齢者の約15%、584万人余りが認知症となる将来推計をまとめており、改めて対策の重要性を認識したところです。

本市は、認知症高齢者の行方不明の発生予防について、第10期高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画に基づき、2つの観点から取り組んでおります。

1つ目は、認知症の早期発見により、軽度のうちに対策を行い、進行を抑えることであり、2つ目は、地域の中で認知症を正しく理解し、適切な支援を行っていただけるようにすることです。

具体的な取組としては、軽度認知症障害の疑いと判定された方などに、認知機能維持・改善のための教室を開催しているほか、認知症サポーター養成講座や認知症家族の集いを開催し、認知症への理解を進めているところです。

次に、2次元コードを用いた高齢者見守りシール交付事業導入に係る市の考えについてであります。本市は千葉県徘徊SOSネットワークに加入しており、万が一、認知症の人が行方不明となった場合に、県内市町村をはじめ、近隣都県への広域的な搜索依頼や情報提供を行う

相互の協力体制をしいているところです。

行方不明者の生存確率は、不明から72時間を過ぎると急激に低下するとされており、不明から発見、保護に至るまで、迅速な対応が必要であると認識しております。

2次元コードを用いた高齢者見守りシールは、行方不明者特定の手がかりとなり、素早く保護につなぐための手段として、効果が期待できるものと考えます。

今後は、導入済みの自治体の事例を調査・研究し、導入に向けた検討をまいります。

以上で、久我議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 質問の途中ですが、暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時14分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に続き会議を開きます。

ほかに質問ありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいまの市長答弁では、耐震診断及び耐震改修の補助金の見直しや、除却に対しても補助金を新設している、それでも耐震化が進んでいないとの答弁でございました。市は、令和5年度に勝浦市耐震促進計画策定業務委託料、勝浦市耐震改修促進計画見直し業務委託料として451万2,000円を計上しております。木造住宅の耐震化のために、どのような見直しがされたのか、内容と見直し結果についてお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。耐震改修促進計画の見直しの内容と結果でございますが、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき制定された建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針において、耐震診断及び耐震改修の目標が設定され、令和12年度までにおおむね解消することを目標とすることとされたことと、本市の耐震改修促進計画が平成29年から5か年の計画であったことから、市内の建築物の耐震を促進するため、住宅の耐震化の現状調査、データ収集、整理を行い、将来を見据えた成果指針、目標を設定し、耐震改修促進計画の見直しを行いました。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） 市内の建築物の耐震を促進するために、戸建ての木造住宅の耐震に関する調査とデータの整理であるということが分かりました。この結果を受けて、どのような対策を検討されたのかをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。データ整理の結果を受けての対策の検討ということでございますが、調査結果を確認しましたところ、県内自治体と比較しても、本市の耐震率は低めの数値でございました。また、国で示す耐震化の目標である、おおむね解消するとも開きがありました。まずは、耐震化率向上のため、市民に対し、さらなる周知が必要と考えております。これまでは補助金制度の周知を主にしておりましたが、今後は耐震性の必要についても周知する必要があると考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） 調査結果により、勝浦市は他の自治体よりも低めであったと。耐震化率が低めであったということで、令和6年度現在であったならば、令和6年度現在ですが、勝浦、興津、上野、総野の各地区別と、それから市全体の戸建て木造住宅の戸数、そして耐震性を有する建物の戸数、そして耐震化率をお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。各地区及び市全体の戸建て住宅数、耐震性を有する住宅の戸数、耐震化率でございますが、令和5年度に策定いたしました勝浦市耐震改修促進計画の戸建て木造住宅の数字でお答えいたします。なお、耐震化の考え方といたしまして、昭和56年6月以降に建設された戸建て木造住宅につきましては、新耐震基準を満たしているものとして、耐震性を有する住宅としております。

それでは、まず勝浦地区でございますが、戸建て木造住宅の総棟数が4,355棟で、そのうち3,218棟の住宅は耐震性を有する住宅であり、耐震化率は73.9%であります。

次に、興津地区ですが、戸建て木造住宅の総棟数が3,473棟で、そのうち2,684棟の住宅は耐震性を有する住宅であり、耐震化率は77.3%でございます。

次に、上野地区でございますが、戸建て木造住宅の総棟数が1,103棟で、そのうち822棟の住宅は耐震性を有する住宅であり、耐震化率は74.5%であります。

最後に、総野地区になりますが、戸建て木造住宅の総棟数が1,854棟で、そのうち1,421棟の住宅は耐震性を有する住宅であり、耐震化率は76.6%であります。

勝浦市全体で戸建て木造住宅の総棟数が1万785棟で、耐震性を有する住宅は8,145棟、耐震化率は75.5%であります。なお、耐震性なしとされた住宅につきましては2,640棟であり、非耐震化率とすれば24.5%であります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） 細かい数字までどうもありがとうございました。ただいまの課長からの答弁の中で、勝浦市の市全体としての耐震化率は75.5%、そして耐震性がない建物は2,640棟あり、そちらは当然、引き算すれば分かるんですが、24.5%、この24.5%の建物が耐震化がないということでございますね。

そうすると、国は令和12年度までに住宅の耐震化率をおおむね100%にするという目標を掲げておりますが、勝浦市においても耐震化率、これを100%に目指していると思いますが、現在その目標値としてはどのぐらいを目標としているのか、お聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。勝浦市の耐震化率の目標値でございますが、国の基本計画や千葉県の耐震改修促進計画で示された目標を踏まえ、同様に令和12年度までにおおむね解消するよう耐震化を推進することとしてございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） 勝浦市も国の目標と同じ令和12年度までに耐震化率をおおむね100%を目標にしているということでございます。今は令和6年、あと6年しかありません。この6年で耐震化率をおおむね100%までに持っていかなければならないと思います。

そうすると、おおむね100%までの耐震改修を行い、耐震化率をどうやって上げていくのか、これについてお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。耐震化率を進めるための施策でございますが、まずは市民の方が耐震に対して関心を持っていただくよう、耐震化の必要性や耐震化の補助金制度の周知を引き続き実施してまいります。また、行政だけでは限界もありますので、耐震工事を行う建設団体との連携しての周知も必要ではないかと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） 引き続き市民に耐震化の必要性や耐震化の補助金制度について周知をしていただきたいと思います。

また、耐震工事を行う建設団体との連携についてですが、高知県黒潮町では、耐震改修に加え、耐震工事を行う地元の工務店や設計事務所に対して、勉強会を通じて、基準に沿った耐震性を確保しながら工事費をできるだけ安く抑えた工法などを紹介し、耐震改修が増えております。町内で過去5年間に実施された耐震工事は合わせて732件となり、およそ半数に当たる347件は、自治体からの補助金の上限125万円に収まり、自己負担がなかったほか、3割は自己負担が20万円以下だったとのことであります。また、耐震改修が必要であるとリストアップされた木造住宅の所有者に対し、市が戸別訪問を3回行うなど、耐震化に力を入れたということであります。

勝浦市でも、補助金は耐震診断、耐震改修を合わせ最大95万円が補助されます。命を守り、家という財産を守るため、黒潮町のような取組を勝浦市でも積極的に取り入れ、耐震化を推進するべきと考えますが、お考えをお聞きます。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。耐震化の推進についてでございますが、現在、耐震化の補助制度につきましては、ホームページ、広報、また郵送により個別に案内を行っているところです。議員御提案の戸別訪問は耐震化の推進には有効と考えますので、計画的に実施してまいります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） 工務店や設計事務所等への勉強会、そして3回の戸別訪問など、大変な作業だとは思いますが、しかし、耐震化率のアップのため、ひいては市民の命を守るために、これはぜひ、御苦労かと思いますが、やっていただき、耐震化率を上げていただきたいと思います。

そして、行政側の努力と併せて、市民への理解と周知も大変重要であると考えます。耐震改修工事に関しては最大95万円の補助金がありますが、建物全体の耐震改修工事は、工事期間中の引っ越しや片づけなど、ハードルが高いものと思われます。また、高齢者からは、今後空き家になるかもしれない自宅の耐震化に必要性を見いだせず、耐震化を諦める声さえ聞きます。

そこで、費用負担や片づけ等を軽減し、命を守るために、建物の一部または耐震シェルターのみにでも耐震改修補助金を使えないか、これについてお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。耐震改修の補助金を耐震シェルター等でも利用できないかということでございますが、現在の木造住宅耐震改修費補助金交付要綱では、耐震改修工事後の住宅の耐震性能に係る判定値が1.0以上にするものとされております。そのため、現行の要綱での対応は難しいことから、要綱の見直しや耐震シェルター等のための要綱の整備

が必要と考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。久我議員。

○8番（久我恵子君） ぜひ現行の要綱の見直しや耐震シェルター等のために整備を検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

そして、先日行われた市政懇談会において、市長から、災害時の避難について、うみやま連携、共助の力で災害に立ち向かう等の考えが語られました。建物の耐震化や一部耐震化、耐震シェルターは、大きな地震の揺れによる建物の倒壊等から命を守るだけでなく、避難路の確保を図り、地震後の津波や火災から避難をするために有効と考えております。海に近い海岸地区においては、大きな地震の後、津波が予想されます。津波による被害が起これば、避難の長期化は避けられないものと思われま。

うみやま連携は、避難が長期化する場合等、海岸地区からの避難者を内陸地区の区民館や縁故親類宅に分散して避難する仕組みとなっております。内陸地域においては、耐震改修は、木造住宅の倒壊を防ぎ、地震後の被害が軽減し、災害からの復興が短縮されます。

先日、千葉県が能登半島地震を受け、災害時の集落の孤立化のおそれについて県内を調査したところ、この結果が先日の千葉日報の1面にありました。県内532集落が孤立化のおそれ、勝浦市においては、富津、君津市に次いで多い61集落が孤立化のおそれとありました。地震や風水害による道路の損傷により、救助活動や物資の搬入の遅れが懸念されます。耐震化がされて建物の倒壊が防げれば、住み慣れた自宅での避難の可能性が高くなります。海岸地区も、内陸地区も、市民がお互いに助け合ってこそ共助の力であると思ひます。

先ほど伺った地区別耐震化率では、地区により木造住宅耐震化率に差がありました。うみやま連携推進のためにも、市民の安心・安全のためにも、木造住宅の一部耐震化、耐震シェルターの補助金は必要とあると考えます。これについて市長のお考えをお伺ひします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。安全・安心が第一というふうに考えております。先日は、区長方49名集まったところで防災についてのお話をさせてもらひました。報道等で、災害時、崖崩れ等起こって孤立化が推測されるということも、身に迫った課題であると認識しております。

いずれにしても、命を守るための仕組みづくり、それから耐震化等、見直しを図り、現在の耐震化の補助金制度を踏まえながら検討してまいりたいというふうに思ひています。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。久我議員。

○8番（久我恵子君） 命を守る仕組みづくり、そして市民の安心・安全を守るためにも前向きに、ぜひこちらのほう早急に進めていただひきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、2つ目の質問の認知症高齢者等見守りシールの交付についてお伺ひをいたします。

認知症は人ごとではなく、長寿社会では誰もが認知症になり得る可能性があります。高齢化率46.1%の勝浦市でも、認知症高齢者の増加は容易に予想ができます。市長答弁でも、国の将来推計を見て改めて対策の重要性を認識したとありました。

そこで、勝浦市の直近の認知症高齢者の推移についてお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。篠宮高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（篠宮寛敬君） お答えします。認知症高齢者数につきましては、高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定時、3年ごとに集計を行っておりまして、2017年は計画には含まれておりませんが、こちらで把握しております数字といたしまして709人、2020年は582人、2023年は813人でございます。2020年に減少しておりますのは、コロナウイルス感染防止対策のため介護認定調査を取りやめるなどしまして、認定件数が減少したことが集計結果に表れたものと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） 課長から2023年度は813人、2020年度は582人、2017年は参考値で709人という答弁がございました。いずれにいたしても年々増えていく、そして人口の減少によって数が、人数が減ってはいきませんが、率は上がっていくものと容易に考えられると思います。

先ほど市長答弁では、認知症高齢者の行方不明の発生予防策の一つについてお答えをいただきました。認知症の早期発見として、軽度認知症と判定された方に認知機能維持・改善のための教室を開催しているとありました。これは具体的にどのようなものを開催しているのか、開催内容、開催回数、そして効果の実績についてお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 篠宮高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（篠宮寛敬君） お答えします。認知機能維持・改善のための教室の内容といたしましては、学習教材を使用した読み書き、簡単な計算、数字並べが主でございまして、学習後にサポーター役の人と会話などを行うことで脳の活性化を図るものでございます。

昨年度より開始した教室でございますが、20名の申込みがございまして、このうち2名は健診時の認知症テストをきっかけに、残る18名の方は広報かつうらや募集チラシ、友人からの誘いをきっかけに自主的に参加いただいたものでございます。

教室は合計24回開催いたしまして、参加率80.5%、開催の前後で認知症テストの結果が15点満点中、平均して13.5点から14.6点へと向上が見られ、一定の改善効果があったものと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。久我議員。

○8番（久我恵子君） この認知症の認知機能維持、そして改善のための教室について、参加者が20名の申込みがあって、このうち2名の方が健診時の認知症テストをきっかけに、残る18名の方は広報かつうらや募集チラシ、友人からの誘いがあることで自主的に参加いただいたということでございます。ということは、やはり認知症を恐れていらっしゃって、やはり自分が認知症になることが怖くて。怖くてという言い方おかしいんですが、それを恐れて、こういう会に関心を持ち、参加していただけているものと承知いたします。今後も引き続き、認知機能維持、そして改善のための教室を開催していただきまして、認知症の改善に努めていただきたいと思います。ありがとうございます。

そして、もう一つ、地域の中で認知症を正しく理解し適切な支援を行っていただけるようにするとの御答弁がございました。これは認知症サポーター養成講座や認知症家族の集いの開催ということですが、現在、勝浦市では認知症サポーターは何人いらっしゃるのか、またサポーター講座はどのような人たちに行われているのかをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。篠宮高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（篠宮寛敬君） お答えします。認知症サポーター養成講座の過去の実績につきましては、平成18年度の最初の開催から昨年度まで、小・中学生、市職員、金融機関職員、商店主など10以上の業種や機関、団体などに所属する方を対象に、延べ93回開催いたしまして、2,672人に参加いただきまして、サポーターとなっていていただいております。

なお、今年度につきましては、現時点でケアマネジャー、民生委員、地域住民、市職員などを対象に開催を予定しております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。久我議員。

○8番（久我恵子君） 小・中学生、市の職員、金融機関職員、そして商店主など10以上の業種や機関を対象に延べ93回の開催、そして2,672人の方がサポーターになっているとのことでございます。しかし、サポーターの数は、これでもまだ少ないのではないかと考えております。

そこで、サポーターを増やすために、移動、活動範囲の広い国際武道大学の学生さんたちにも受講していただき、サポーターになっていただけるように依頼をしてはと考える。これについてのお考えをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。篠宮高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（篠宮寛敬君） お答えします。国際武道大学におかれましては、これまでも様々な地域活動に御協力いただいているところでございますが、高齢者が多く暮らす地域の一員として認知症サポーターとなっただくことは大変心強く、また意義深いことと考えるので、学生を対象とした講座の開催につきまして、今後検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） 高齢者が多く暮らす地域の一員としてサポーターとなっただくことは大変心強く、意味のあることとの答弁がありました。ぜひ認知症について正しく学び、そして理解し、適切な対応ができるように、協力の呼びかけをしていただきたいと思います。

また、認知症家族の集いについて、内容、参加人数と開催頻度についてお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。篠宮高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（篠宮寛敬君） お答えします。認知症の人やその家族のための交流会を今年の1月に市役所にて開催をいたしまして、3名の参加がございました。これは千葉県の公益社団法人が実施主体となりまして、認知症の方やその家族が、世話人の方を中心に、日頃の悩みでありますとか負担の軽減法などについて交流したものでございます。今後は年2回以上の開催を目標にいたしまして、参加を呼びかけてまいりたいと考える。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） 今後も年2回以上の開催を目標にして開催していただき、認知症の家族の方の負担が少しでも軽減できるように御配慮いただきたいと思います。以上です。

次なんです、認知症高齢者の家族にとっての一番の心配事の一つに行方不明があると思います。全国でも、認知症高齢者の増加に伴い、行方不明になるケースが相次いでおります。警視庁のまとめによると、2022年は延べ1万8,709人、2012年の9,607人から10年間で約2倍に上っており、認知症高齢者家族の負担は重くなっていると思います。

そこで、勝浦市での直近の認知症高齢者の行方不明者数の人数、そして通報数をお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。篠宮高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（篠宮寛敬君） お答えいたします。勝浦警察署によりますと、勝浦警察署において認知症として受理された行方不明届出件数は、令和5年中はなし、今年1月から4月末までで1件でございます。また、認知症の疑いとして保護された件数は、令和5年中は4件、このうち2件は、ほかの市で発見されたものでございまして、今年1月から4月末までは5件でございます。なお、令和4年以前の件数につきましては、文書保存期限を過ぎているということで、確認が取れませんでした。

これとは別に、高齢者支援課に勝浦警察署から情報提供のございました認知症疑いによる徘徊者保護件数について申し上げますと、令和元年度1件、2年度1件、3年度6件、4年度4件、5年度2件でございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） 今年の1月から4月までで1件、そして認知症の疑いとして保護した件数は今年1月から4月までで5件。やはり認知症の方が徘徊、行方不明になるケースが多いのではないかと考えます。多くは家族や御近所の方が近くを探して大事に至っていないケースが含まれているのではないかと考えます。この人数は恐らく氷山の一角なのではないかと私は考えております。

先ほどの市長答弁でも、認知症高齢者等の行方不明者について、市の対応について伺いました。千葉県徘徊SOSネットワークに加入しているとのことですが、市内の認知症高齢者が近隣市町で発見されても、本人が自分の名前や住所を伝えられなければ、家族の元に帰ってくることは難しくなります。そこで、2次元コードを用いた高齢者見守りシールは大変有効かと思っています。

先日、近隣自治体で高齢者見守りシールを導入している鴨川市の健康推進課にお話を伺いに行ってまいりました。鴨川市では、令和2年度から事業をスタートし、現在、見守りシール登録者数は13件ですが、対象者が徘徊し行方不明になったとき、一般市民がQRコードを読み込んで、対象者が無事に保護されたという事例もありました。市長答弁でも導入に向けて検討とありましたが、早急に対応していただき、導入していただければありがたいと思います。

そこで、この高齢者見守りシールなのですが、個人情報に関わる情報はどのように守られるのか、またシールとはどのようなものなのか、何枚交付されるのかをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。篠宮高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（篠宮寛敬君） お答えいたします。高齢者見守りシールは複数の会社が取扱ってございまして、鴨川市の導入事例を見ますと、シールを服の襟元や袖、帽子やバックなど、ふだん身につけたり持ち出したりしているものに貼りつけまして、これを発見者が携帯電話のカメラで読み取りますと、対象者の保護者に発見通知メールが届くものでございます。利用の際に個人情報を登録する必要はなく、伝言板を介して発見者と保護者が連絡を取り合うために、個人情報漏えいのおそれはないとのことでございます。

シールの形は縦2.5センチ掛ける横4センチの長方形で薄く、アイロンの熱による圧着シールと夜間に光る蓄光シールの2種類、1人当たり30枚程度を交付されておりまして、一つの事例として研究していきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） このシールでは個人情報の漏えいのおそれはないということでございますので、これは導入しない手はないかと私は考えております。そして、このシールを使って、鴨川市でも1人発見されて、無事、家族の元へ戻られたということもあります。

発見から帰宅までの流れについてはどのようなになるのかをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。篠宮高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（篠宮寛敬君） お答えします。認知症の疑われる高齢者を発見したときに声をかけをいたしまして、見守りシールに印刷されました2次元コードを発見した方が携帯電話のカメラで読み取っていただきますと、保護者のメールアドレス宛てに発見通知が届きます。その後は発見者と保護者同士が携帯電話の伝言板上で、発見場所でありまうとか健康状態などをやり取りいたしまして、その後の保護、帰宅へとつなげる流れでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 久我議員。

○8番（久我恵子君） 発見から帰宅までの流れについて今説明をいただきました。まずは、その声かけなんです、これも認知症サポーター講座で認知症の方への声かけの仕方等も勉強していただかなければ、ちょっといきなり高齢者の方に近づくと、認知症の方に近づくと、高齢者の方がうまく対応できない場合もありますので、先ほど言った認知症サポーター、こちらを増やしていただくことが必要かと思ひます。そして、それがあからこそ、このシールが力を発揮するものであると私は考えております。

このシールなんです、千葉県内の自治体では、どのくらいの数、導入されているのかをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。篠宮高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（篠宮寛敬君） お答えいたします。高齢者見守りシールは複数の会社が類似のサービスを提供しておりますが、今年の4月末時点で、千葉県内54自治体中27の自治体で、また全国では313の自治体が、鴨川市が導入していらっしゃいます会社と同じ会社のサービスを導入していると伺っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 久我議員。

○8番（久我恵子君） 千葉県内でも54自治体中27の自治体がこれに参加している、そして全国でも313の自治体がこれに参加しております。これがあれば、例えば勝浦市からいすみ市、あるいは鴨川市に認知症の市民が行ってしまったときにも、いち早く発見がされて地元へ戻ってくることができるのではないかと思っております。そして、多くの自治体がこのシステムを導入しておりますので、ぜひこれは導入していただかなければならないと考えております。

市の加入しているSOSネットワークは、行方不明になった認知症高齢者の捜査協力を依頼、身元不明で保護した認知症高齢者の身元照会を、県を介し県警本部、近隣市町村へ情報周知を行うもので、個人の特定に時間を大変要します。しかし、高齢者見守りシールが行方不明者の持ち物等に貼ってあれば、個人の特定が早まり、迅速に地元や家族、関係者の元へ帰ることができます。

この高齢者見守りシールの導入検討に当たり、メリット、デメリットについてお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。篠宮高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（篠宮寛敬君） お答えいたします。まずメリットとして考えられますのは、千葉

県内の半数の自治体で導入済みでございまして、基本的な仕組みは共通でありますため、行方不明者が市外に移動する可能性を考えますと、広範囲に見守りの目を増やせるのではないかと
いう点と、保護の際に、相手と会話による意思疎通が困難な場合であっても、2次元コードを
読み取ることで保護者との連絡が取れ、身元の特定までの時間短縮が期待できることと考えて
おります。

一方のデメリットといたしましては、周囲がその人を認知症の疑いがあると察知し、シール
を読み取っていただけない限り、対象者を発見できないこととございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。久我議員。

○8番（久我恵子君） メリットとしては、県内半数の自治体で導入されており、市民が市の外に出
たととしても発見が早くなる、そして御家族の安心感が高まるのではないかと思います。そして
管内の警察署や消防署、地域の消防団、医療関係との連携が深まることは、地域力が高くなる
ことと考えます。デメリットは、誰かがQRコードを読み込んでくれない限り対象者の発見が
できない、人頼みということとあります。先ほどの認知症サポーターが大勢いれば、発見の可
能性も大変高くなります。人頼みではありますが、行方不明者発見の一助となることは間違い
ありません。

この高齢者見守りシールですが、高齢者ばかりでなく、障害があり、希望される方にも有効
と考えますが、これについての考えをお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。水野福祉課長。

○福祉課長（水野伸明君） 私のほうから障害のある方への拡大の考えについてお答えします。障害
のある方で、やはり行方不明になるおそれがあり、不安を抱えている方に対しても有効な制度
であると考えられますので、障害のある方への拡大についても検討してまいりたいと考えてお
ります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。久我議員。

○8番（久我恵子君） ぜひ障害のある方等で見守りシールを希望される方にも交付の範囲を広げて
いただきたいと思います。小さなシールですが、市民の安心・安全に大きな役割を果たすと思
われます。予算の面でも、鴨川市で数万円と聞いております。ぜひ、この予算を、小さな、小
さというか、この予算を通して、予算というか、これを検討していただき、現行の予算で導入
をお考えいただけないか、これについて市長にお伺いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） 早速検討してみたいというふうに思います。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。久我議員。

○8番（久我恵子君） 市長から早速というお言葉をいただきました。ぜひ早急に、このシステムの
導入をお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これをもって、久我恵子議員の一般質問を終わります。

午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に続き会議を開きます。

次に、岩瀬琢弥議員の登壇を許します。岩瀬琢弥議員。

〔3番 岩瀬琢弥君登壇〕

○3番（岩瀬琢弥君） 新政同志会の岩瀬琢弥です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。

今回は、地方公務員の副業についてです。

勝浦市では、人口減少や高齢化により物とサービスの供給量が減っています。RESASで調べたところ、企業数では2009年で1,165社あったのが2021年で861社、事業所数で2009年で1,333あったものが2021年で1,006に減りました。また事業所単位での従業者数では、2009年で7,471人いたのが2021年で6,053人に減りました。これだけの減少の中で、企業単位の労働生産性は、千葉県内54の市町村がある中で42位、日本全国の地方公共団体が1,741ある中で1,317位になっています。このように物とサービスの供給が減り労働生産性も高いと言えない状況でも、勝浦市に住み続ける方、住みたいと思っている方、仕事に来る方、観光客の方々の需要に応えるために、供給力の強化が必要であると考えます。しかし、全国的に人手不足の状況で、人材を確保し、物とサービスの供給量を増やすことは難しくなっています。そこで、民間と行政が人材を取り合うことなく、より一層協力できるようにするため、そして地方公務員の社会貢献活動の幅を広げるために、副業が有効になるのではないかと考えます。また現在では、クラウドソーシング系のサービスを利用し、個人で仕事の受注や発注が簡単にできるようになっていることに加え、オークションサイトやフリーマーケットアプリなどで物の売買も簡単にできるようになっています。これらは仕事をするという感覚なく利用できてしまうため、気づかぬうちに副業として成り立ってしまっていたということもあります。よって、現在の状況に合わせて、副業の基準を明確にしつつ推進していくことが必要であると考えますが、市としての考えを伺います。

そももう1点、同じように公務員においても人手不足が進んでいくことになった場合、官民連携により民間の副業人材を募集し勝浦市で働いてもらうことも有効ではないかと考えますが、これも併せて市の考えを伺います。

以上、登壇しての質問になります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 市長から答弁を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいまの岩瀬議員の一般質問にお答えします。

まず、地方公務員の副業について基準を明確にし、認めていくことについてですが、地方公務員の常勤職員は、地方公務員法に基づき、信用失墜行為の禁止、守秘義務及び職務に専念する義務が規定されているとともに、営利企業等への従事等は基本的に制限され、職務遂行に悪影響を及ぼさないと任命権者が判断し、強化された場合に限り営利企業等に従事することが認められています。

このような中、地域への貢献活動や労働力不足が生じている基幹産業への支援など、公益性が高く、地域の活性化に寄与することを目的とした活動に職員が従事する際の基準を独自に認める自治体も見受けられます。

副業の基準の明確化については、今後、先進事例を参考に研究してまいりたいと考えます。

次に、官民連携による民間の副業人材の受入れについてであります。民間人材の受入れとして、令和5年度は、国の地域活性化起業人制度を活用し、観光振興を目的とした人材及びデジタル施策の推進を目的とした人材をそれぞれ1名ずつ、また観光振興の取組に関し、必要な助言及び指導をいただくことを目的に国の地域人材ネットに登録されている民間専門家を観光アドバイザーとして1名、受け入れたところであります。

民間企業の人材が持つノウハウや知見を行政の専門的分野における運営や地域の活性化に生かすことは有効であると考えますので、民間の人材の受入れについては継続して実施してまいりたいと考えます。

以上で、岩瀬議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。岩瀬琢弥議員。

○3番（岩瀬琢弥君） ありがとうございます。副業といっても、民間と公務員では意味合いが異なります。民間のほうでは会社独自の就業規則によって定められると思いますが、公務員のほうでは地方公務員法によって定められています。ですので、言葉の意味を明確にするために、地方公務員における副業の定義とは何なのか、教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。地方公務員の服務につきましては、地方公務員法に規定されております。地方公務員法において副業という言葉、こちらの定義はされておきませんが、地方公務員法第38条の規定におきまして、職員は任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする会社の役員などの地位を兼ね、もしくは自ら営利企業を営み、または報酬を得て、いかなる事業にも従事してはならないと定めているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。岩瀬琢弥議員。

○3番（岩瀬琢弥君） 地方公務員法第38条「任命権者の許可がなければ」とある部分について、勝浦市では許可についてどのような手続を取っているのか、詳細をお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。手続につきましては、勝浦市職員服務規程、こちらの規程の第8条に定められております。具体的に申し上げますと、まず該当職員は許可申請書に活動先、活動の期間、職務への影響など必要事項を記載し、所属長の意見を付し総務課長に提出していただきます。総務課におきましては、活動の目的や報酬の有無、また公務に支障がないことを確認し、市長までの決裁をいただき、許可をしているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。岩瀬琢弥議員。

○3番（岩瀬琢弥君） 地方公務員法は法律なので、万が一違反してしまった場合は法律違反ということになってしまうと思うんですが、その場合の対処、どうしていくのか教えてください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。任命権者であります市長の許可を得ずに営利企業に従事した場合につきましては、勝浦市懲戒処分の基準に関する規程、こちらにおいて戒告または減給といった懲戒処分を受けることを規定しております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。岩瀬琢弥議員。

○3番（岩瀬琢弥君） ありがとうございます。では、2点目の質問について、公務員の人手不足と

言いましたが、少子化により市役所で仕事をしたいという人の数も減っていくことになると思います。そのときに、募集をかけたときに求人倍率の変化が今どうなっているのか教えてください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。過去3年間の数字で申し上げます。採用試験申込者数を採用者数で除した割合、これについて申し上げます。令和3年度2.8倍、令和4年度5.2倍、令和5年度1.0倍となっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。岩瀬琢弥議員。

○3番（岩瀬琢弥君） ありがとうございます。最後に、そういう求人倍率の中で今後、人手不足が発生した場合、どのような対策を考えているのか、お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。市長答弁にもありましたように、専門分野におけます民間人材の活用は有効であると考えます。また近年は、職員採用に当たりまして、本市独自の日程による採用試験の実施、それから千葉県内の大学、短期大学及び専門学校への採用試験の情報提供、公務員就職情報サイトや公務員受験情報誌への情報提供、また、ちば電子申請サービスを活用した受験申込み手続の電子化を図ることによりまして、人材確保に努めているところでございます。これを今後も継続してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。

これをもって、岩瀬琢弥議員の一般質問を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 次に、長田悟議員の登壇を許します。長田悟議員。

〔4番 長田 悟君登壇〕

○4番（長田 悟君） 会派勝寿会の長田悟です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、質問させていただきます。

初めに、自家用有償旅客運送事業の導入について、お伺いします。

令和6年度当初予算に計上されました地域モビリティ推進事業のうち、自家用有償旅客運送に係る経費としましては、ドライバー報償費をはじめ、合計で985万円が計上されました。また、令和6年4月1日、東京都、神奈川県、愛知県、京都府の4地域では、タクシーが不足する曜日、時間帯の移動手段の空白を補うため、一般のドライバーが自家用車を使って乗客を有償で運ぶライドシェアが解禁されました。一般のドライバーが自家用車を使って乗客を有償で運ぶ事業としましては共通な部分があると考えます。そこで、本市が進めています自家用有償旅客運送事業内容と計上されました内容、今後の事業の進め方についてお伺いしますとともに、東京都などが実施していますライドシェアの概要と本市の事業の相違点、また優位点があった場合につきましては、それについてお伺いします。

次に、本市における休耕田対策についてであります。令和5年12月の一般質問の中で、休耕田について話したところがございます。20年前の平成12年から田んぼにおいては約220ヘクタール、約4割の田んぼが耕作されていない休耕田ということになり、休耕田問題は本市の大

きな課題であるということを発言させていただきました。勝浦市は自然環境に恵まれていいところということですが、平地が少ないことから兼業農家が中心の本市の農業ということであり、さらに人口減少、少子高齢化で農業従事者は減少傾向にあり、休耕田も増加傾向にあります。また、企業誘致用地の確保も困難な状態であると思います。ここでお伺いしますが、初めに、本市の休耕田の実態と増加要因についてお伺いします。

次に、移住・定住、企業誘致にも関わる休耕田の農地転用要件及び転用困難な理由について、さらに本市の休耕田の解消対策についてお伺いします。

次に、勝浦市ゼロカーボンシティ宣言についてであります。5月29日に議員全員説明会で説明、また6月の定例会、行政報告で説明されましたが、再度、宣言の概要、必要性、宣言に至る経緯、宣言に係る市民の負担、制限、認識度についてお伺いします。

以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 市長から答弁を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいまの長田議員の一般質問にお答えします。

自家用有償旅客運送の導入について、お答えします。

まず、本市が進めている事業内容についてであります、自家用有償旅客運送は、バスやタクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置を取った上で、市町村やNPO法人等が自家用車を用いて有償で提供する運送サービスです。

内容については、交通事業者や住民と協議し、柔軟に決定していきたいと考えておりますが、基本的には、地域住民が日常的に行うマイカーでの移動に地域住民が相乗りするといった共助型の公共交通を目指します。

運行サービスのイメージといたしましては、利用希望者は前日までに電話による予約またはスマートフォンによるオンライン予約をし、事前にドライバー登録された地域住民の外出時に、そのドライバーのマイカーに相乗りすることで、公共交通の不便な地域と市街地の間を移動するものです。

次に、予算計上された内容についてであります、令和6年度当初予算における本事業の予算としましては、ドライバーへの報償費、自動車損害保険料、車両点検などの業務委託料、導入に当たってのシステム導入費用や設定費用、使用料金などとなります。

次に、今後の事業の進め方についてであります、交通事業者など委員の地域公共交通活性化協議会における協議、導入に当たっての委託事業者の決定、住民の方々との協議、運行を始める地域や路線の協議、ドライバーの募集などが必要となります。

こうした協議などが調いましたら、千葉運輸支局へ自家用有償旅客運送の登録申請を行います。

市といたしましては、こうした移動の利便性を向上させる取組を進めることで、市民の暮らしを支え、市民生活や地域の活性化につなげていきたいと考えております。

次に、東京都などが実施しているライドシェアの概要と本市事業の相違点、優位性についてであります、東京都などが実施しているライドシェアの概要は、道路運送法第78条第3号の規定に基づき、タクシーが不足する地域、時期及び時間帯において、地域の自動車や一般ドラ

イバーを活用して行う有償運送で、タクシー会社が実施主体となる自家用車活用事業とされているものです。

本市で進めたいと考えている事業は、過疎化や高齢化によって地域住民の移動が困難である交通空白の地域に適用される自家用有償旅客運送となり、道路運送法第78条第2号に基づいたものとなります。

これら2つの制度につきましては、自家用自動車で有償運送を実施するという共通点がありますが、どちらに優位性があるということはないと認識しております。

次に、休耕田対策についてお答えします。

まず、本市の休耕田、実態、増加要因についてですが、農林業センサスによる田の経営耕地の推移によると、平成12年から令和2年の20年間で約4割減少しております。

この休耕田の増加要因の一つとして、農業者の高齢化・後継者不足が考えられることから、解消策の一つとして、令和5年度から地域おこし協力隊2名を任命し、将来的に市内農業に従事するべく、市内農家で農業について研修中であります。

さらに、本市は耕作条件が不利な中山間地域であることに加え、基盤整備が行われていない田が多いことも要因と考えております。

これらの解消策の一つとして、名木木戸地区、大森地区、大楠地区において、基盤整備を実施しているところです。

次に、移住・定住、企業誘致にも関わる休耕田の農地転用の要件及び転用困難な理由についてであります。農地転用の要件につきましては、農業振興地域の農用地区域からの除外が必要となりますが、現在、千葉県が事業を実施しております県営勝浦ダム地区土地改良事業計画に記載されている農地、いわゆるダム受益地である場合、事業を実施している間は農業振興地域の農用地区域からの除外の申出を受け付けることができません。さらに、事業終了後8年間についても農業振興地域の農用地区域からの除外ができないこととなります。

このほか、農業振興地域の農用地区域からの除外要件として、農用地区域以外にも代替できる土地がないこと、土地改良事業等の実施地区の場合は、事業実施後8年を経過している土地であることなどの諸要件を満たす必要があります。

次に、休耕田解消対策についてであります。賃借等により農地を長期にわたって耕作する者が行う、農地の再生作業に要する経費の一部を補助する耕作放棄地再生推進事業補助金を活用するほか、休耕田発生前の対策として、今年度、地区の皆さんの話し合いにより策定する地域計画を基に、担い手への農地集積を進めることで、今後の適正な農地利用を進めたいと考えております。

次に、勝浦市ゼロカーボンシティ宣言についてお答えします。

まず、宣言の概要についてであります。行政報告で宣言したとおり、観測史上一度も猛暑日を記録したことがない本市においても、市民、事業者、行政が一丸となり、省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用を強力に推進し、郷土の豊かで美しい自然や気候を次の世代に引き継ぎ、快適度日本一を実現するべく、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すゼロカーボンシティを宣言しました。

次に、宣言の必要性及び宣言に至る経緯についてであります。市では、地球温暖化防止対策実行計画（事務事業編）に基づき脱炭素社会の実現に向けた様々な取組を行っております。

現在、市役所庁舎への太陽光発電設備導入可能性調査を行っているほか、市役所庁舎などで使用する電力を化石由来のものから再生可能エネルギー由来のものに切り替える予定です。

また、今年度において、地球温暖化防止対策実行計画（区域施策編）を策定し、それに併せ温室効果ガス削減目標の引き上げを行い、市全体での脱炭素化に向けた取組を推進していく予定です。

このような中、勝浦の豊かで美しい自然、気候を次世代に引き継ぐためには、市民、事業者、行政が一丸となり、温室効果ガス削減に取り組む必要があったため、今回宣言を行ったところ です。

次に、宣言に係る市民の負担、制限、認識度についてであります。勝浦市ゼロカーボンシティ宣言に伴う市民生活への制限など、市民への負担はかからないものと認識しております。

ゼロカーボンシティを目指すに当たり個別の施策を展開する場合は、広報かつうらや勝浦市公式ホームページを活用しながら、取組などをお知らせしたいと考えております。

以上で、長田議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。それでは順次質問させていただきますが、ちょっと順序を変えさせてもらいまして、最初に本市における休耕田対策、これについてお伺いします。

自分自身のことですが、自分も関係部署で勤務した経験がございますので、内容は確認と要望というふうな形になろうかと思っておりますが、よろしくお願いします。

まず、勝浦市のホームページでは、農業振興地域制度が記載されています。内容は、優良農地の確保のため、農地法による農地転用許可制度と併せ、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域制度が設けられているということになっています。

具体的には、都道府県が農業振興地域整備基本方針を策定するとともに農業振興地域を指定し、これに基づき市町村が農業振興地域整備計画を策定することとしています。

次に、農業振興地域整備計画とは、土地改良事業等生産基盤の整備や農業近代化施設の整備等の計画のほか、集团的農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良農地について農用地区域を定め、当該地域内においては原則として農地転用を禁止し、農業振興の基盤となる農用地等の確保を図るものということが書いてございます。

また、県のホームページのほうにつきましては、農業振興地域整備計画については、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、各市町村が定める計画だと。千葉県では、松戸、流山、鎌ケ谷、浦安市を除く全ての市町村で策定され、地域の農業をどのように発展させていくべきかが記載されているということになっています。

あわせて、市町村の中で、ここですけれども、将来にわたって農業のために利用していくべき土地。もう1回繰り返しますが、将来にわたって農業のために利用していくべき土地を農用地区域として定めています。

市、県とも、優良農地、将来にわたって農業のために利用していくべき土地とされていますが、現状何年も休耕している農地が優良農地なのか、また、これが将来にわたって農業のために利用している土地ということなのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。優良農地ということについてでございますが、現況のみをもって判断できるものではないというふうに考えております。近隣の農地の状況ですとか将来的な用途等を含め、総合的に判断してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。長田議員。

○4番（長田 悟君） そうしますと、優良農地について、現況のみをもって判断できるものではないと考えておると、今そういう答弁だったと思います。ということであれば、具体的な説明をもう少しお願いしたいなと思います。

現在、じゃあ耕作している農地であっても、優良農地ではないとの判断、また長年休耕しており耕作困難と思える農地も優良農地と判断するとのことも可能性があるという答弁だと思いますが、お伺いします。

また、将来的な用途等はどのような判断によるものなのか、これもお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。優良農地とは、農業振興地域の中で農業的な土地利用を図る土地であり、一団のまとまりである土地、農地や基盤整備を実施した農地と考えております。現況のほか、複数の農地と一体で活用できる土地も含まれることから、現状が休耕田であったとしても、近隣の農地と一団となる土地であれば、将来的な用途としては、ほ場整備事業など土地改良事業を実施することで、より耕作に適した農地として活用することが可能となるものでございます。

また、水田や畑などの農地は食料供給の基盤となるものでございますので、将来的には生産性の高い農地を確保し活用していくことが重要と考えておりますので、現況だけではなく、総合的に判断したいと考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。長田議員。

○4番（長田 悟君） そうなりますと、将来で、地域の実情から土地改良事業を実施する可能性が相当少ない、低い地域の農地であっても、可能性が残っていれば優良農地とすべきとの判断かなとは思いますが、いずれにしましても、総合的な判断ということをよろしくお願いしたいなと思います。

次に、これもインターネットからなんですけど、農地転用許可制度という概要というのが、インターネット等出してみましたけども、この中なんですけども、農地転用の許可制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障のない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないこととしているとなっています。

農地の区分としましては、農用地区域内農地、甲種農地、第1種から第3農地に区分されており、それぞれに例外許可がございます。

この各農地区分内容及び各農地における例外許可についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。農地の立地基準というところで申し上げます。農用地区域内農地の農地転用につきましては、原則不許可でございます。甲種農地及び第1種農地においても農地転用は原則不許可でございますが、例外許可といたしまして、農業用施設、農

産地加工・販売施設、土地収用事業の認定を受けた施設、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に基づく施設等は、例外許可として認められる場合がございます。

続いて、第2種農地の場合には、農地転用は、この後出てきます第3種農地に立地が困難な場合に許可されるものでございます。第3種農地の農地転用は、原則として許可されるものでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） そうしますと、甲種農地、第1種農地等につきましては、今の説明の中では、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に基づく施設とかは、原則、例外許可ももらえますが、やはり農用地区域内農地、これにつきましては原則不許可。この中に書いてありましたけども、農用地区域の指定用途に供する場合というのが一つの例外許可ということであるだけであって、転用は相当厳しいなというふうなことを認識します。

また、次に、市のホームページの中で、この農用地区域の変更、除外についても記載されていまして、内容としましては、農用地区域内の農地転用は原則として認められていませんが、やむを得ず農用地区域内の土地を農業以外の目的に利用する場合には、除外要件を満たした上で、事前にその土地を農用地区域から除外するための申出手続が必要となります。この除外要件とはどのようなものなのか、お願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。除外要件につきましては、農用地区域以外に代替できる土地がないこと、農用地の集団化、作業の効率化等、土地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれがないこと、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと、農用地区域の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと、土地改良事業等の実施地区の場合は、事業実施後8年を経過している土地であること、以上の6項目が除外要件となっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 長田議員。

○4番（長田 悟君） そうしますと、それは農振法第13条第2項の規定であると認識しますが、勝浦市が特に農用地区域から除外のできない要件であるのは、ホームページでは、現在、土地改良事業、勝浦ダムの基幹水利施設ストックマネジメント事業を実施中のため、農振農用地のうち市内のほぼ全域（大字市野川、市野郷を除く）の田については除外することができませんということが書いてございます。

この事業、ストックマネジメント事業の概要及び除外不可能の根拠についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。現在実施しております土地改良事業の概要につきましては、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業として平成28年8月29日に事業採択を受け、勝浦ダム本体の工事として、土砂吐の改修、管理棟の水管理システムの更新、勝浦ダムの附帯施設、大森揚水機場の頭首工のゲートの改修、送水管の布設替えが主な工事であり、現在、令和8年度完成を予定しているところでございます。

一方、除外不可能の根拠といたしましては、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第2号、同法第13条第2項第6号及び農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条により、

事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過するまでは除外することができないということに定められているためでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。ありがとうございます。

次に、勝浦ダムなんですけども、これは、これ確認なんですけども、土地改良法第2条第2項第1号に規定された農業用排水施設として建設された施設と考えますが、確認させていただきます。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。そのように考えます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 長田議員。

○4番（長田 悟君） そうなりますと、土地改良法が適用になっているということでございますね。

勝浦ダムの概要としましては、ダム便覧というのがありまして、その中に紹介がされているところがあります。所在地としましては勝浦市古新田地先、有効貯水量としましては185万立方メートル、利用目的としましてはかんがい用水、事業主体は千葉県ということが書いてございます。また、県のホームページも見ますと、農業用水用ダムとしてということと、完成が1976年、有効貯水量185万立方メートル、これは変わりません。次に利用目的、勝浦地区の水田784ヘクタールとされています。令和2年の数字で見る勝浦市の数字で、経営農地の推移での田んぼの面積は3万1,635アール、ヘクタールに直しますと約316ヘクタール、先ほど話しましたが、——勝浦ダムの利用目的水田としましては、784ヘクタール——とされていますが、現在耕作されている水田316ヘクタール、468ヘクタールの差がございます。となりますと、概算なんですけど、現在は、完成当時の利用水田面積の約40%が耕作農地であり、60%が利用されていない休耕田が現状であると考えます。

土地改良法では、第48条、土地改良事業計画の変更等という規定と第66条、地区変更という条文がございます。この第66条の地域変更の条文には、その土地改良区の事業により利益を受けないことが明らかになった場合において、その土地についての組合員の申出があるときは、その土地改良区は、その土地をその地区から除かなければならないとされています。先ほど土地改良法第2条第2項第2号というのは、ごめんなさい。そうですね。勝浦ダムは土地改良法第2条第2項第1号の施設だということなんですけども、通常の区画整理、区画整理はその第2号ということでございます。区画整理であれば利益を受けているということは分かりますが、第1号、勝浦ダムの規定による農業用排水施設について、現在から将来に向けて勝浦ダムの給水を受けない状況の休耕田については、利益を受けないことが明らかであり、区域の変更要件に該当する場合があると考えますが、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。本件につきましては、その判断につきまして、土地改良区の運営に関わる案件というところでございますので、大変申し訳ございませんが、私ではお答えすることができないものであると考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。長田議員。

○4番（長田 悟君） それでは、その判断をする行政機関というのはどこなのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。勝浦ダムに関する計画の変更というところにつきましては、勝浦市土地改良区が窓口になるものと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。長田議員。

○4番（長田 悟君） それでは、農用地区域の変更についてはどこが担当なのか、お伺いします。ごめんなさい。すみません。

農業振興地域整備計画は、先ほど申しましたけども、市町村が策定することであり、その中で、優良農地について農用地区域を定めていることから、これは多分、市で変更可能と考えますが、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。農業振興地域の農用地区域の変更に関する申出の窓口につきましては、農林水産課ということになります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。そうしますと、勝浦ダムにつきましては約50年前に完成した勝浦市の農業にはなくてはならない施設として建設されたもので、現在もこの施設があることから、上野地区、総野地区の農業が成り立っています。しかしながら、現状の休耕田の増加、農業状況を考慮すれば、この勝浦ダムの事業計画の変更や地区変更を検討すべきではないかと考えます。勝浦ダムの現状や今後の方向性を十分検討した上で、勝浦ダムの計画変更等の窓口である勝浦市土地改良区を通して、事業計画の変更や地区変更を要望するとともに、市においても農業振興地域の農用地区域の検討をすべきと考えますが、市長のお考えをお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。勝浦ダムが完成してから50年、そして本市の農業も大きく変貌してきております。御宿との境目までダム受益地というところで確認をしたところであります。これらの状況に鑑み、必要に応じた関係機関との協議をしてまいりたいと考えます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。関係機関協議をしてもらうということ。

農振法第13条第2項の規定によりまして、今すぐに農地転用可能になるようなことは困難ということは私も認識しますが、勝浦ダム基幹水利施設のストックマネジメント事業のこの工事完成から8年経過後は、勝浦市特有の要件というのが、適用除外のこの特有の要件がなくなります。しかしながら、なくなったからその先はずっとないのかということ、再度、勝浦ダム土地改良事業の必要性が発生しないことはない。ということは、またそこで土地の農地転用ができないというような状況にも考えられますので、それまでの期間、この8年間ぐらいで、先ほど答弁のありました必要があるかどうかの判断ということの中では、私は現状でも休耕田対策と土地改良対策、土地活用の対策として協議・検討は必要と考えます。市として、上野地区、総野地区の将来像をしっかりと見据えた政策をお願いしたいと思います。その上で、農業振興地域整備計画における農用地区域や土地改良法における事業計画変更や区域変更について十分検討してもらいまして、適正な農地管理ができるよう要望したいと思います。

次に、この事業終了までは農地転用が困難な理由から休耕田対策ができないということでは、

本市の農業は衰退しかない。であれば、農地として活用することができると考えますが、休耕田を田んぼ以外、畑などとして活用することは可能と考えますが、このことについて確認します。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。田を畑として利用することは可能であると考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。長田議員。

○4番（長田 悟君） 畑などで活用も可能であると認識しました。

次に、令和4年12月の定例会で一般質問しましたが、農地の権利取得に当たっての面積要件を撤廃する農地法一部改正に伴う施策について伺った際、市長答弁では、農地の流動化、遊休農地の解消、就農の機会の増加に加え、農業をやってみたいという都市部在住の方の移住・定住につながるものと考えるというような答弁がございました。

この改正による移住・定住のこれまでの施策及び効果について、また今後の施策について伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。農地等の権利取得時の下限面積要件が廃止されたことに対して、その対応のため特別な施策、移住・定住の施策は実施しておりませんが、移住・定住の窓口として、家庭菜園のような小規模の希望の相談をはじめ、農地付き空き家を希望するような相談がありましたら、その都度、内容に応じて移住につながるように対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。長田議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。やはり農地がついた空き家、そういうところに移住・定住をしたい人もいますかと思しますので、そういうこと積極的にお願いしたいなと思います。よろしくお願いします。

次に、休耕田の企業誘致ということですが、休耕田の増加は人口減少、少子高齢化により農業従事者が減少していることが要因だと思います。であれば、農業従事者を増加させる方法として、休耕田を農地として活用するような企業誘致はすごく有効であると考えますが、市のお考えをお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 質問の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。勝浦市の農業人口を維持するものとしたしましては、休耕田を農地として活用するような企業誘致につきましても一つの手段であるというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） そうしますと、企業誘致には、やはり誘致先となる土地の明示というのは私

は必要だと考えています。

本市の例としましては、国際武道大学の誘致がございます。その当時の山口市長は、やっぱり人間関係によるところが大きいと私は思っていますが、その際でも勝浦市は、誘致する土地を明示、提供しています。

休耕田を農業企業誘致用地として公表することについて、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。農地の利用につきましては、地権者の方に対しまして、その意向調査を行ってはいるところでございますが、結果の公表は行っておりません。しかしながら、農地ナビというソフトによりまして、勝浦市の農地の状況につきまして各筆ごとに確認することが可能となっておりますので、そちらを利用いただければと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 企業誘致用地となれば、やっぱり該当する地区の意向や、隣接する農地の状況も考慮しなければいけないと考えます。

実は、この5月の下旬に、農林水産課のほうから土地の将来を話し合う地域計画の作成を進めるという話が来ています。これ、農地の将来を話し合いましょうという地域計画をつくりましょうということで、これは総野地区の番なんですけども、各地区で話し合いましょうというものが届いています。

この地域計画の概要についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。この地域計画につきましては、農業経営基盤強化促進法が改正され、従来の人・農地プランが地域計画として法律に基づく取組になったものでございます。本計画は、地域の農業者や関係機関の話し合いに基づきまして市が策定する地域農業の将来像を示すものでございまして、令和7年3月までに策定するものでございます。これまで各地域の皆さんが守り続けてきた農地が今後も利用されるよう、次世代に引き継いでいくための計画という性格のものでございます。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） この各地域の実情を考慮したおのこの地域計画はつくるということでありますが、その地区の事情を、実情を考慮した計画ということでありますから、各地区の方向性により、そこに農業企業誘致も考えられるのかなというふうに考えます。

また、この計画は達成に向けて様々な支援策もあるということも聞いていますので、今後、本市農業施策に重要な計画であると考えますが、市長、この計画についてのお考えをお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えします。もちろん、この重要な計画というところで、これまでのところをよくよく精査しながら問題をはっきりとし、解決策を盛り込んでいけたらというふうに願っております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。長田議員。

○4番（長田 悟君） やはり各地区の計画を十分検討してもらいたいと。となってくれば、この中

で農地転用をしたいところもある、また農業だけをしたいところもあると。やっぱりその、その地域の将来像。将来像をちゃんと、これは地域計画で、10年間の計画ということでありますから、それを酌んで、その土地の利用というものも検討していただきたいと思います。

それでは、次に参ります。自家用有償旅客運送事業ということですが、この事業費として、先ほど申しましたように当初、合計985万円が計上されました。この計上内容から、事業に要する車は5台、運転手が受ける額は1乗車当たり報償費が200円、100人分として2万円、その他が983万円は、自動車損害保険、協力業務委託料、初期導入費・各種サポート費、運行管理システム使用料等の初期導入額が792万円、計上されています。792万円、高いかな、相当だなと思いますけど、この経費についての説明をお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。令和6年度の当初予算に計上している自家用有償旅客運送導入業務委託料792万円ですが、初年度の費用としまして、プランニング関連として初期プランニングサポート費としてサービス設計や運行設計費、システム導入関連といたしましてシステム環境構築としての初期導入費、運行データの登録などの初期設定費、こちらがシステム関係の初期として600万円程度になります。その他プロジェクト推進関連といたしまして、交通事業者へのサポート、ドライバーへのサポート、住民へのサポートなどとなっております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。大体総額約1,000万の支出で5台の運行というような形で初めということなんですが、この自家用有償旅客運送に関わる運転手の要件とか、使用する車の種類や所有権、保険等について伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。運転手の要件その他、今の御質問ですが、これから様々な議論をしていく中で最終的に決定していくことになりますけれども、現時点において、こちらで考えているものとして、運転手は地域の関係者、住民ですとか交通事業者などになります。

年齢要件として、70歳ですとか、75歳ですとか、そういった年齢要件を設け、2種の運転免許保持者または自家用有償旅客運送制度の大臣認定の講習を受講している方で、登録時点で過去2年以内、免許停止以上の処分がないですとか、または無事故などの要件を満たすことを想定しております。

また、使用する自動車は、ドライバーの所有している自家用車になります。

自動車の保険は、ドライバー個人の保険は対人対物無制限の任意保険を想定しておりまして、加えて市としても、自家用有償旅客運送用の自動車保険がございますので、そちらに加入することを考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 市長の答弁の中で、法第78条の第2号の該当であると、第3号が東京などがやっているものだと。2号と3号は違いますよという説明でありまして、第2号のほうのこの自家用有償旅客運送というのが、ここにもちょっとインターネットで出ていたんですけども、これはバス、タクシー等が運用されていない過疎地域等において、住民の日常生活における移

動手段を確保するため、国土交通大臣または権限移譲を受けた地方公共団体の長の登録を受けた市町村、NPO等が自家用自動車を使用して有償で運送する仕組みというのがここで書いてあるということで、私のほうはちょっと東京とどうなんだということを最初に聞きましたけども、この法第78条第2号と本市と同じような自家用有償旅客運送事業を行っている自治体があるのか、また、その自治体の運営方法とか運営状況についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。青山企画課長。

○政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。今回、予算要求するに当たりまして、昨年度様々な事例を参考にしたところ、本市に最も適したサービス体系として考えた事業として、富山県朝日町の事業を参考としております。この自治体の運営方法につきましては、これまで本市が導入を目指していると説明させていただいているものとほぼ同様のものとなっておりますけれども、地域住民、交通事業者と意見交換を行いながら、そうした制度を基に、本市に合った運行形態を模索していきたいと考えております。

また、状況といたしましては、富山県朝日町は令和2年8月から実証実験を始め、サービス開始以来、現在ドライバーは20名以上、利用者の多くは70代、80代の女性、利用者の延べ人数は3,000名を超えているというふうに認識しております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） そうですね。先ほど読ませてもらいましたが、やはり過疎地域においてという、この説明が、勝浦にもよく合っているなというふうな気がします。また、そういう例もあるという自治体もあるということです。勝浦も過疎地域ということもありますので、この事業が成功に進んでもらいたいな、一つの交通機関としていただきたいなとして、成功するよう、よろしくお願いしますと思っています。

続きまして、勝浦市ゼロカーボンシティ宣言についてであります。市長答弁では、勝浦市ゼロカーボンシティ宣言に伴う市民生活への制限など、市民への負担はかからないものと認識しておりますという答弁だったと思います。宣言内容には「市民、事業者、行政が一丸となり」とあるんですけども、市民、事業者の協力がなくては実現できない宣言と思いますが、このことについてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。脱炭素社会の実現に向けての行動は、国内はもとより、全世界的に取り組むものと認識しております。ゼロカーボンシティ宣言は、勝浦市におきましても、その実現に向けた取組の機会、きっかけとして、行政だけではなく、市民や事業者と脱炭素社会、循環型社会のまちづくりを一緒に取り組もうとするものであります。ゼロカーボンの実現には、市民や事業者の協力と役割も必要であり、宣言をすることで身近にある問題であると感じていただければと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ゼロということではないということですね。宣言に至る経緯ということなんですけども、資料では、市の脱炭素に取り組む姿勢を表明し宣言を行うこととされていますが、宣言前に市民や事業者との協議は行われたのか、お伺いします。

また、協議した場合について、その内容についてお伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。ゼロカーボンシティ宣言は、市が主体となって勝浦市全体として取り組むべき姿勢を示すものでございますので、宣言前に協議等は行っておりません。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） そうですね。全員協議会の資料の環境への取組というので中には、市役所内部の取組が記載されています。しかしながら、市民、事業者の取組については記載されていないのかなと思われます。

令和6年度中に実行計画の策定とあるので、その中に盛り込まれるとありますが、この宣言について、多くの市民、事業者が何らかの影響を受けると思いますが、その件についてどう考えているのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。今年度取り組みます地球温暖化防止対策実行計画（区域施策編）では、市民、事業者、市、それぞれの役割と協力などについて検討します。策定の過程の段階において、市民、事業者への意見聴取や、また市民会議の開催、パブリックコメント等も行います。また審議会への諮問も行いますから、それぞれの中で得られた意見を参考に、勝浦市の状況に合わせた計画策定を進めたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ゼロカーボンということですので、宣言後も課題は多いとありますが、この宣言は、勝浦市をゼロカーボンシティとするため市がリードするための宣言と考えていますので、快適日本一を期待して私の質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○議長（佐藤啓史君） これをもって、長田悟議員の一般質問を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 次に、岩瀬洋男議員の登壇を許します。岩瀬洋男議員。

〔11番 岩瀬洋男君登壇〕

○11番（岩瀬洋男君） 新政同志会の岩瀬洋男でございます。通告に従いまして、質問を始めさせていただきます。

初めに、観光振興についてお伺いをいたします。

去る4月24日、一般社団法人勝浦市観光協会会長ほか3名の皆さんと市議会観光議員連盟有志の皆さんで話合いの場が設けられました。観光協会は、平成29年10月2日に任意団体の観光協会を一般社団化し、令和2年にはDMOを中心とした地域連携体制の下、地域資源が十分に生かされた観光地づくりを進め、多くの観光客でにぎわう経済が活性化するまちを目指して活動中であります。勝浦市総合計画の中で特に重要な施策をリーディングプロジェクトと位置付けておりますが、その中の一つに観光魅力の向上が掲げられております。

以前の観光といえば、夏の海水浴、海中公園に行川アイランド、理想郷といった限られたものでした。夏になると旅館や民宿に宿泊客があふれていました。深夜になるまで砂浜から花火の音が聞こえてきましたが、当たり前になったあの光景は遠い昔の出来事になり、旅館、民宿はもとより商店や飲食店は激減しております。

持続的な観光地づくり、経済が活性化するまちを目指す中で、私たちは何を行っていくのか、そのためにはどうしたらよいのか、話合いの中で課題は多いように感じましたので、話題となりましたテーマを含めて質問させていただきます。

まず、勝浦のメディア露出度と効果について伺います。

ここ数年、勝浦市は様々な理由でテレビや映画のロケ、新聞などで取り上げられる頻度が急速に上がっているという話を伺いました。例えば2年ほど前から猛暑日のない勝浦がマスコミで取り上げられ、勝浦市のイメージも向上しているように思いますが、現状の露出度合いと、またその効果についてはどのように捉えているのか、数値も含めてお伺いいたします。

次に、各種の取材対応については、観光協会でのヒアリングでは、K L S、勝浦ロケーションサービスという名称で対応が行われております。観光協会のホームページにも掲載がされているようですが、どのような組織で、どのような体制で行われているのか、お伺いいたします。

3つ目の質問です。先ほどのロケーションサービスにも関係する話ですが、千葉県内の幾つかの自治体を調べてみますと、このロケーションサービスだけではなく、移住・定住、それにふるさと納税もセットにしてシティプロモーションという考え方を推進している自治体が見受けられます。県内では佐倉市や茂原市、香取市、木更津市などが挙げられます。当市においても、この4月から、移住・定住支援係が存在する企画課内にふるさと応援戦略班が設置されましたが、相乗効果を生む明確な推進組織として、ここにロケーションサービスを加え、相乗効果を狙ったシティプロモーションの推進に取り組むべきだと考えます。恐らく、マスコミ、番組制作の注目度は高まっている今が絶好の機会だと思われます。これについて市のお考えと方向性について伺います。

次に、デジタルを活用した地域経済活性化について伺います。

令和4年12月議会で、デジタル地域通貨について質問をさせていただきました。その際、市長から、消費場所として市内各所が選ばれるようになることから、効果的な地域経済活性化の方法の一つであると考え、ただ、デジタル地域通貨を導入するには、導入コスト、維持管理コスト、制度運用面での課題もあり、本市で導入することについては慎重にならなければなりません、導入効果も十分期待できることから、今後、関係各所と協議・検討していければと答弁いただきました。

このデジタル地域通貨の一番の目的は、市民や観光客の皆さんが商店や飲食店、宿泊施設、キャンプ場、お土産、釣り船などで使ってくれたお金を市内で循環させる仕組みをつくることです。地域経済の活性化とお金の循環促進ということになります。

デジタル地域通貨は、主に店舗等で現金を電子マネーに変えて商品を購入する仕組みと、例えば100円お買上げで1ポイントといったポイント配布事業が考えられます。これらを組み合わせることも多くなってきました。

この地域通貨のライバルが、××ペイであったり、×払いであったり、大手のQRコード決済業者ということになります。これら大手に対抗するために、魅力のある、使ってもらえる仕組みをつくる必要があります。

最終的に市内の商業、漁業、農業、観光、全ての産業がつながり、経済の血流をよくして動脈硬化を防ぐ、そんな仕組みを目指したいと思います。

そこで伺います。このような仕組みがつけられるのか否か、行政が背負うという意識ではなく

て、先頭に立っていただいて、関係団体と一緒に研究を始めてみてはいかがでしょうか。市長の見解をお伺いいたします。

関連して伺います。ふるさと納税の返礼品に電子感謝券がありますが、この感謝券に利用期限が設けられているのかどうかをお伺いいたします。

以上で、登壇しての質問を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 市長から答弁を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいまの岩瀬議員の一般質問にお答えします。

観光振興について、お答えします。

まず、マスコミの露出度合いと効果についてであります。特に昨年の夏以来、涼しいまち勝浦から始まり、その波及効果として、勝浦市の魅力を多くのメディアで取り上げていただきました。

令和5年度の放送時間について、観光協会の積算によりますと、5,000分、時間にすると85時間を超えるとのことであり、これを広告料に換算すると多大なものになると考えます。

また、その具体的な効果については、令和5年度中の海中公園の入込数が約13万1,000人、前年度と比べ約14%の増加や、朝市の入込数が約9万9,000人、前年度と比べ約87%の増加など、観光客全体では入込数が約82万8,000人で、前年度と比べ約60%の増加となりました。

これは、メディア露出による勝浦市の認知度や好感度がアップしたことも一つの要因であると考えております。

次に、勝浦ロケーションサービスの組織、体制についてであります。現在の勝浦ロケーションサービスは、事務局を観光協会に置き、現場コーディネーターとして市の委託を受けた地域おこし協力隊が1名、問合せや手配業務の専任者として、市の補助金により1名の職員を雇用し、合計2名体制でロケーションサービスの対応をしているところです。

次に、シティプロモーションの推進に対する市の考えと方向性についてであります。本市への移住・定住者や来訪者を増やし、地域経済の活性化を図るため、本市の魅力やブランド力を発信しPRしていくことは、非常に重要な事業と考えます。

シティプロモーションを推進するためには、庁内組織や関係団体が連携し、情報共有を図ることが必要であります。

議員御指摘のとおり、庁内においては関係する課において、それぞれが移住・定住やロケーションサービスに関する情報発信を行っている現状でありますので、今後、庁内組織におけるシティプロモーションの位置づけ及び体制について検討してまいりたいと考えます。

次に、デジタルを活用した地域経済活性化についてお答えします。

まず、デジタル地域通貨導入の検討についてであります。市やその他団体が施策として実施した場合、その消費場所として市内各所が選ばれるようになることから、効果的な地域経済活性化の方法の一つであると考えますが、導入コスト、維持管理コスト、制度運用面での課題もあり、本市への導入には至っておりません。

デジタル地域通貨の導入につきましては、その効果も十分期待できることから、日々進化を続けていますデジタル技術を活用し、本市の地域経済を活性化させていけますよう、関係団体の皆様のお力もお借りして研究してまいりたいと考えます。

次に、電子感謝券の利用期限の設定についてであります。電子感謝券「ふるさと納税払いチョイス P a y」の利用期限は、利用者が最後に受領したふるさと納税払いチョイス P a y の寄附決済完了日より1年間となります。

以上で、岩瀬議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。岩瀬洋男議員。

○11番（岩瀬洋男君） それでは、再質問をさせていただきます。

メディアの露出度の効果についてということですが、その前に、観光振興は総合計画のリーディングプロジェクトということを先ほどお話ししましたけども、その総合計画に記載されている成果指標というのがあります。これが、令和8年度に観光客の入込客が50万人、宿泊客30万人を目指しているということですが、先ほど答弁の中に若干それらしき数字が入っていたみたいですね。確認は取れていませんけども、令和5年度の観光入込客数と、まず宿泊者数を、改めてになるかもしれませんが、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。では、令和5年で申し上げます。観光の入込客数は82万8,646人、そのうち宿泊客数は31万4,312人でした。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。岩瀬洋男議員。

○11番（岩瀬洋男君） 82万ですか。ああ、そうですか。すごいですね。ということは、何というのかな、この総合計画の数はもう大分、もう8年にやらずともオーバーしているという様な理解でよろしいのかなというふうに思いましたが。それぞれ来られた方、観光目的があるかと思いますが、これは傾向が分かりましたら、これも分かったらで結構なんですけど、例えばイベントがどうだとか、朝市がどうなったとかという分類になるのか分かりませんが、そういった分類がされていれば、それについて、数字が分かれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。先ほどの令和5年の入込数82万8,646人ですが、そのうち、海水浴場で17万7,325人、海中公園で13万1,521人、また朝市で9万9,126人、ビッグひな祭りなどのイベントで13万3,322人、そのほか、海中公園であるとか、ゴルフ場であるとか、e d e nなどを合わせますと28万7,352人となっております。これが、先ほど市長答弁にもありましたように、前年度との比較で60%の増でございます。直近で最後に80万人を超えたのは平成28年でした。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。岩瀬洋男議員。

○11番（岩瀬洋男君） ありがとうございます。その82万の中で、これ比較ね、さっき言った民宿に人があふれている時代と比べてもしょうがないのであれですけど、平成16年あたりの20年ぐらい前の数字見ると、観光客が30万から40万、50万来ている時代があつて、朝市も、このときの数字だと30万とかという数字になっているんですね。だから、めちゃくちゃな数字が出ていて、150万から160万人ぐらいが年間来ているということは、まだまだ前に行ける可能性はあるということなんですけど、ちょっと前までコロナもあったし、なかなかその数字が伸びていないということだと思いますけれども、よく分かりました。実際ここ1年の数字の伸びが増えてきているということもよく分かりましたので、その数字で、それが表されているということだ

と思います。

話合いの中で、コロナ禍が収束したということも背景があるにしても、コロナ前から来訪者が減少傾向にあった朝市などの関係者も努力があった中で上昇気流に乗っていたというのは、先ほど数字が示していただいたとおりだというふうに思うんですけど、これについても、情報番組やバラエティー番組で、必ずと言っていいほど朝市が取材されて、テレビの画面に登場していたというふうに聞いておりますので、テレビなどの放映が大いに効果があったというふうに思います。

それで、5,000分て、85時間を超えるというような、さっき御答弁がありまして、85時間のイメージが全然湧かないんですけど、1日24時間だから、3日から4日ぶっ通しでテレビに映っていたという感じのイメージでよろしいんでしょうかね。例えるならばですね。

こういったものが、お金に換算したらどのくらいかかるのかというのも、ある意味、ちょっと興味があるんですけど、その辺が出るのか出ないのか分かりませんが、先ほどの数字、海中公園のことと朝市のことと、いろいろ教えていただきましたけど、もう少し詳細に何か説明していただけるものがありましたら、分かりやすく教えていただければというふうに思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず、これを専門的に調査したというわけではございませんが、観光協会調べを参考にいたしますと、放送時間の総計というのが5,150分であったとのございます。また、テレビスポットのCMを流しますと、幅があるとはいいいましても、1秒で数万円かかるのではないかとというふうにも、観光協会のほうの調べで言われているところのございます。これにまた制作費等も加わると思いますので、広告料に換算いたしますと、令和5年度の放送時間については多大な額になるのではないかとというふうに考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。岩瀬洋男議員。

○11番（岩瀬洋男君） 1秒数万円掛ける85時間掛ける60秒って感じですかね、単純に。幾らかは全然分かりませんが、そういう数字の額が、ざっと計算すればCM換算で計算できるということであれば、やはり非常に大きな効果があるんだろうというふうに思います。こういう動きは、観光にとどまらず、勝浦市の待ち望んでいる移住希望者の方々などもテレビ見たりしているんでしょうから、影響を与えているというふうに思います。何としても、この風の流れを受け止めて離さないようにすることが、政策上も大切なことなんだろうなというふうに思います。

先ほどK L Sの組織について答弁をいただきました。これも知らない間に、知らない間というか、ここ何年かで組織も大分変わってしまったようでありまして、本当、数年前までは議長やら市長もボランティアでメンバーでいて、私は入っていませんでしたけど、ビラ配りしたりして、大分努力されていたのはよく承知しているんですけど、受入数2名体制というふうな御答弁ありました。観光協会でのヒアリングによりますと、このうち地域おこし協力隊員の男性の方が4年間の勤務されていて、非常にスキルも上がってというか、高くなって、ロケ番組の制作側からの評判も非常にいいというふうに伺いました。ただし、その方も協力隊としての任期が、この12月末までと伺いました。現在のロケ実績を今後も継続して増やしていくためには、勝浦のロケ地事情を知る欠かせない存在になっているということでありましたので、こういう方に、任期満了後も何らかの形でロケ対応業務を継続していただいたほうがよろしいのかなと

いうふう感じた次第であります。

これについていかがかということで、市の見解と、その対応策についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。議員がただいまおっしゃられたように、現在の地域おこし協力隊のロケーションサービスの対応につきましては、これまでの経験等も培った信頼などによって多くの引き合いが来ているということでもありますし、また他の自治体からも視察に行きたいというようなオファーも来ているというふうに伺っております。こうした状況もございますが、御本人様もありますし、関係者との関係もございますので、協議しながら対応してまいりたいと思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。岩瀬洋男議員。

○11番（岩瀬洋男君） 最後にもう1回、この人に関するところで質問させていただくところがありますので、今のことも含めて、そちらのほうでコメントをお伝えさせていただきたいというふうに思います。

シティプロモーションですね。先ほど申し上げた幾つかの自治体の体制なんですけど、佐倉市、シティプロモーション戦略を策定し、佐倉の魅力推進課の中にシティプロモーション班を設置ということであります。木更津市、市長公室の直下に秘書課、経営改革課、それに加えてシティプロモーション課を設置と。茂原市、シティプロモーション基本方針を作成し、組織横断的な庁内検討会議の中でシティプロモーション施策の検討・実施を行っている。また専用サイトを設置していると。香取市、2024年4月です。今年の4月から総合政策部秘書広報課にシティプロモーション推進室を設置と。現在、フィルムコミッション担当の地域おこし協力隊を1名募集中ということですが、さっきの方、こっちに行かれても困っちゃうなとは思ったんですけど、もうそういう方を募集をされていると。そのほかにも八千代市、松戸市、いすみ市において、同様にシティプロモーション推進に関するものの設置によって政策推進を行っているようです。

それで、特に佐倉市と茂原市においては、ロケーションサービス、移住・定住、ふるさと納税を一括してシティプロモーション業務というふうに捉えておって、自治体間の移住者、ふるさと納税の取り合いを勝ち抜くための政策の一つとして位置づけているということであります。その目的のために、PR機能としてロケーションサービスが同じ課の中に存在しているという形を取っています。

先ほどの市長答弁では、ブランド力の発信、関係団体との連携、情報共有が必要ということと、その位置づけ、体制については検討していただくという答弁をいただきました。

加藤副市長に、ここでちょっと見解を伺っておきたいなと思うんですけど、地方創生ということの絡みになりますけれども、体制については御検討いただけるということですので、それはもう御検討いただければよろしいかと思うんですが、さっき、くどいように言っていますが、ふるさと納税、移住・定住、K L SのPRの映像などの機能を加えた、いわゆる三位一体となった組織で、このシティプロモーションを推進していくという、その考え方についての御見解を、まず加藤副市長のほうにお伺いしたいというふうに思います。お願いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。加藤副市長。

○副市長（加藤正倫君） お答え申し上げます。シティプロモーションについて地方創生の観点からということでございます。今、議員申されたとおり、三位一体のプロモーション、これ重要であるということは疑いもないところかなと思っています。シティプロモーション一口に言っても、地方創生の観点からいえば、当然、市外に向けてのプロモーションもありますけれども、市民に向けてのプロモーションも当然欠かすことはできない、そういうふうに思っています。

本市の現状で申し上げれば、幸いにも市外向けのプロモーション、様々な媒体を通して、先ほど5,000分を超えるということで答弁させていただきましたが、取り上げていただくことで成功していると考えています。一方で、市民向けのプロモーションについては、これは不十分ではないかというふうに考えています。市外向けのプロモーションをさらに三位一体で強化する、これはやっていきます。それと同時に、市民の皆さんに勝浦のよさを再認識いただける、そういう施策の展開とともに、その施策についてプロモーションを行って、市民自らが勝浦市をPRしたいと思ってもらえるようなまちづくり、これを地方創生の観点からやってまいりたい、そのように思っています。

また、組織体制についてはということでお話ありましたけども、一応、現在は、一義的には総務課の秘書広報係、これが司令塔であります。ただ一方で、これ、今が好機であるということとは認識していますので、今後、観光やふるさと納税、これを様々な側面から一体としてプロモーションを行っていく、そういうことをしていくに当たって、他市の例を倣って、基本方針など作成して、庁内横断的あるいは関係団体と連携しながら、認識合わせをするのが有効なのか、あるいは組織的な体制の変化が必要かについては十分な検討をして、必要な対応を図ってまいりたいと考えています。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。岩瀬洋男議員。

○11番（岩瀬洋男君） ありがとうございます。ぜひそういうことでお願いしたいんですけど、市民へのプロモーション、副市長言われたのとちょっと論点ずれちゃって申し訳ないかもしれませんが、そうなんですよ。さっきテレビがこれだけ映っているといっても、案外、市民の人、知らなかったりして、終わった後に、あっそうなんだというのは結構あるんですね。それは先ほどの市民へのプロモーションとはちょっと違いますけれども、そういったことも何かちょっと感じる場所があります。確かに外ばかりじゃなくて内側へも、そういうことをやっていかなければいけないという認識は共有いたします。ありがとうございました。

それでは、このテーマでは最後の質問にします。先ほどロケーションサービスの男性の方のお話させていただきましたけど、その話合いの席なんですけど、移住・定住支援係の女性の方、この方も協力隊員なんですけど、映像制作のプロフェッショナルのスキルを備えており、移住・定住支援係にはなくてはならないメンバーと言われました。また観光協会へJR千葉支社から出向で勤務されている方も、彼の存在のために普通ではあり得ない、渋谷、新宿といった首都圏、大型駅でのポスター展開が毎年のように行われていると。勝浦のPRに大いに貢献しているというお話でありました。また遠見岬神社にゆかりのある南房総バスツアーですとか、遠見岬神社のライトアップも行って、宮司の話を聞くトワイライトツアーなども、今までになかった新たな勝浦の面を見せて大好評ということでございます。

これは議長に言われて一緒に同行させていただきました、2時間半ぐらいかかったんですけど、小林宮司のお話を階段の下からてっぺんまで全部聞いてきましたけど、すごく面白かった

です。こんなによく知っているなというぐらい感心して、最後お酒は飲みませんでしたけど、お神酒まで頂けるような企画でありました。

それからもう1人、事務局長さんは同席していただきました。この方、私、実は面識があって、興津海水浴場のブルーフラッグの認証取得に関して、この方ずっと、その前年から水温を調べたりなんかして、興津、地元の人の説得なんかも当たって、この人いなければ恐らくブルーフラッグの認証は100%なかったと私も断言できるというふうに思います。

その他もいろいろお願いすることもあるんですけど、こうした複数の人材が、今年の9月を皮切りに、順番に任期満了が訪れるという話だったんです。今まで蓄積してきたノウハウ、民間目線で勝浦市を俯瞰できる、そのような人材をまた新たに育成していくことができるのかということを考えますと、市にとって大きな損失になるのではないかというふうに危惧しております。もちろん先ほど課長答弁あったように本人の希望が最優先されるべきものでありますので、しかしながら、勝浦にとどまって引き続き業務を継続してもらうことも考慮すべきというふうに考えますが、いかがでしょうか。

また、万一、期間延長などの要望もかなわないとなったときの対策についてもお聞かせください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。それでは、今おっしゃられた皆さんにつきましては、雇用形態など状況がそれぞれ違いまして、でありますので、それぞれ協議をしながら対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 岩瀬洋男議員。

○11番（岩瀬洋男君） よろしく願いいたします。せっかく機嫌よく飛んでいる鳥も、翼が1本ずつ抜けていっちゃって、最終的には飛べなくなっちゃっても困るので、駄目なら駄目で、引継ぎの用意を初めにさせていただいて、そのまま飛んでいけるようお願いしたいということであります。ですね。以上です。

それでは、次のデジタルの活用に移りたいというふうに思います。

このデジタルの地域経済の活性化なんですけど、先ほど答弁では、大きな声ではなかったんですけど、市長の答弁、研究してまいりたいというふうな表現が最後にあったような気がしました。うんっと思って聞いていましたけど、ありがとうございますというか、よかったです。おとしより少し進んだ答弁をいただいたというふうに感じております。

これは、やるとなればコストがかかることは間違いないです。ハードのコスト、ソフトのコスト、運用コスト、加えて電子マネーの割増額なども、全額行政が負担したら、これ、なかなか重くなると思います。市長も行かれたと言っていた隣の町の仕組みは、全額こういう形でやっていますけど、ちょっと羨ましいぐらいですけど、やはりそこまでのことを行政に負わすのはどうかなというふうに思っておりますが。だから、最初の質問で、行政が背負わずにと言ったのはそういう意味で、できれば先頭立って歩いてくれということなんですね。だから、そういう意味で、研究を進めていったらいいかなというふうに思います。

何を私が言いたいのかというと、幾つか例挙げさせてもらおうと、ふるさと納税のさっき電子感謝券も最後に質問残っていますけど、これはもう既にデジタル化されているんですけど、この仕組みの難点は、もう御承知のとおり、一般小売店で利用できないんですね。店舗の広がり

に限りがあるんです。ふるさと納税ですから、これ国がそういうふうに言っているんだから、もう使えないので。だけでも、全体のデジタルの中には、これも取り込んでいく必要があるんだろうなというふうには私は思っています。

そしてもう一つ、電子マネー、大多喜の c h i i c a などにあるポイントの割増しがあつてということですね。これも買物もできますし、市内の宿泊、キャンプ場やお土産や先ほど言った例、ほとんどで使えるような仕組みをつくり上げないといけないんです。店で買物できるだけでは全然これはうまくいきません。どこでどう使えるか、その割増しポイントの原資をどうするのかも大きな課題なんです。

それから、勝浦奉仕会が今、勝浦にありますけど、これは販売店が慈善ポイント購入していくやつなんですけど、これは、もうデジタルの仕組みはできています。できていますけど入れていません、お金もかかりますから。だけど、これだけ先行されちゃうと、今度、取り込むためにどうすればいいかということがあるので、必ずしも先行されるのがいいとも思わないので、これも取り込んでいかなければいけないかなと。

それから、やるかやらないかは別として、プレミアム付商品券のデジタル販売も考えられます。これも使えるお店が100件、200件まで増えないと、これは無理かもしれませんが、これも考えなければいけない。

あと、草刈りとか海岸清掃などでボランティアポイントを配布して、お店で使ってもらう。これは区や団体がポイント買ってもらって、それを配布すると。お茶代代わりに配ってあげるというようなことも考えられるし、健康診査受けたら、健康ポイントは既に勝浦市もやっていますけども、あと5,000歩歩いたら50ポイント上げますよみたいな、そういう健康増進と連動する仕組みも考えられます。

あと、もうこれも勝浦ではできないかもしれませんが、今、全国的に広がっているのは、間伐材を集めてポイントをもらうと。木の駅プロジェクト。これも森林整備と地域通貨というか、ポイントをつなげたものであります。

こういった様々なものを全部、研究をして、つなげられるのかどうかといったことも考えていかなければいけないですし、商工会、勝浦奉仕会、観光協会などが関係団体と言えるんですけども、事前に話した感触では、前向きに対応してくれるように感じました。ぜひ声をかけていっていただきたいと思います。どこが主導するのか調整していただいて、しっかりした先生に指導いただいて、補助金も探さなきゃいけないと思いますけども、いろんな皆さんに話を聞いて前に進んでいただきたいと思いますというふうに思いますので、これは答弁は結構ですので、よろしくお願いいたします。

そして、最後です。最後も、電子感謝券の利用期限を伺いました。1年間ということであつたんですけど、実はこれ、ヒアリングしているときに、私の認識違いというか、勘違いというかが分かりまして、これ以降の質問がなかなかできないような状況になっております。ヒアリングした結果を整理をしてきましたので、私がこれから質問という形じゃなくて、こういうことですよねということで企画課長に問いますので、企画課長、申し訳ないんですけど、あなたの認識はそれで間違いあるかないかだけ、一度答弁していただきたいと思います。

電子感謝券ですよね。例えば、ふるさと納税を1万円、ある方が勝浦市にさせていただきました。そうすると、3,000円分の希望で3,000円分の電子感謝券を納税者が受け取ります。よろし

いですね。それを納税者が勝浦にやってきます。来ないと使えませんから。昨年度までは、それを使いますよね、勝浦市で。使ったものを商工会で集計して、市に請求して、市からお店に支払いをするという流れになっていました。今年から、今年度から、市と商工会が月ごとに各店舗の利用状況を確認した上で、市から概算払いで、商工会が受け取って、その委託されたお金を商工会がお店に支払いをするという流れに変わったというふうに聞いています。でも、実際、納税者は3,000円もらってきて、勝浦に来て使うということは変わりありません。

では、簿記。いわゆる、これ単式簿記なんでしょうけど、簿記で言う取引は、どの時点で発生しているんでしょうかということがあるわけですね。私は、3,000円分の感謝券が納税者に伝わった、その段階で取引が発生しているというふうに思っていたんです。だから、その方が来られて、仮に2,000円使いました。でも、1,000円は、1年たってしまっていて残ってしまいました、使わずに。その1,000円は、自動的に1年間で分かるわけだから、機械が勝手に使えなくなったなどと思って、1,000円を返金してくれる、そういう仕組みだとばかり思っていたんですね。

ところが、実はそうでなくて、実際に2,000円を市で使ったわけですね、その方が。使うと現金が、現金じゃないですけど、ポイントですけど、やって、商工会からお金が行ったり来たりしますから、要は、その段階で初めて取引が発生するんですというのを教わりました。あっそうかと。なるほどということで、もうその取引の発生時点の解釈が違っていたので、次の質問は、ちょっと厳しいなって思ったわけです。

次の質問は、予定していたのは、その余った1,000ポイントはどうするんですかっていう質問をしようと思っていたんですね。ところが、現金じゃない、ポイントなので、あくまでも発生したの2,000円のやり取りだけなので、1,000ポイントというのは、もう実際何もなくて、使われなくて、ただ空中にも漂わない、もう本当に市がただ出しただけの1,000ポイントということなんですよね。だから、それを私が、その1,000ポイントをどうするんですかという質問自体が、もう成り立たなくなっちゃったということになりましたので。

結局、市としては、本当は3,000円分のふるさと納税の返礼品を送ったつもりだったのが、2,000円しか使わないから、2,000円のみふるさと納税しか、もう返礼品しか出していないと。1,000円は、言葉は悪いですけど、勝浦市の金庫に眠ったままということの扱いだということが分かりました。

で、地域通貨のところで、その残った1,000円を、先ほど言ったお金の原資か何かの一部にならないかなというふうに質問しようと思ったんですけど、これも成立しない質問になってしまいましたので、ですので、質問はないんですが、ただ、これも一つの研究テーマになり得るかもしれないと思いましたので、またテーマとして持って帰りたいというふうに思いましたので、一応、先ほど企画課長から私の考えということなので、相談した結果がそういうことなので、今日は観光含めてお願いすることが多かったんですけど、引き続き、今言ったことも含めて御検討のほどをお願いしまして質問は終わります。以上です。

○議長（佐藤啓史君） 岩瀬議員、企画課長の答弁。

○11番（岩瀬洋男君） 企画課長は、ごめん、企画課長、申し訳ない。私、さっき言った考え方が、私のほうで間違いないかどうかというのを念のために確認しようと思ったんです。申し訳ない。それをちょっとだけ課長のほうから答弁していただけますか。

○議長（佐藤啓史君） 1つだけね。答弁を求めます。青山企画課長。

○11番（岩瀬洋男君） イエス、ノーで結構です。

○政策統括監企画課長事務取扱（青山大輔君） お答えいたします。商工会を通じた事務の流れですとか、そのポイントの失効の関係、そういったものは、議員がおっしゃった解釈のとおりと認識しております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） よろしいですか。これをもって、岩瀬洋男議員の一般質問を終わります。
午後2時15分まで休憩いたします。

午後1時59分 休憩

午後2時15分 開議

○議長（佐藤啓史君） 休憩前に続き会議を開きます。

次に、鈴木克巳議員の登壇を許します。鈴木議員。

〔6番 鈴木克巳君登壇〕

○6番（鈴木克巳君） 本日最後の登壇です。お疲れのことと思いますが、通告に従い、質問いたします。その前に、今日ちょっと喉の調子をおかしくしたので、お聞きづらい点があるかと思いますが、御容赦ください。会派市民市政会の鈴木です。よろしくお願いいたします。

能登半島地震から早くも5か月が経過する中、報道による現地の現状では、まだまだ復興には相当な時間がかかるものと思われます。そんな中で、一昨日の早朝に、またも規模の大きな地震が能登地方で発生しています。いつ何どき起こるか分からない大規模災害に対しての備え、住民の命と財産を守る取組は、行政の役割であるものと思います。

この能登半島の地震災害を受け、能登半島と同様な半島である千葉県では、大規模災害時において孤立する可能性のある集落調査を行い、その結果が公表されました。調査によると、中山間地の農業集落797か所のうち468か所、漁業集落176か所のうち64か所が孤立する可能性があるとの結果です。農業集落、漁業集落で532集落あるとの調査結果の中で、富津市が84か所、君津市が72か所に続いて勝浦市が61か所と、県南に多い傾向であったと新聞報道されました。このことについては、早急に具体的な対処をするということではないにしろ、孤立可能性のある集落に対する備蓄品などの問題も含め、対応しておかなければならない問題であると思います。

さて、そのような現状の中ではありますが、今回の質問の大きなテーマは、勝浦市の将来に向けてのまちづくりの方針であります。その方向性は、令和5年度からの総合計画に掲載されているものであり、勝浦市総合計画前期基本計画には、第4章、リーディングプロジェクトで目指す目標が3つの柱から構成され示されておりますが、そのどれもが勝浦市の将来に向けてのまちづくりの方針の羅針盤として重要なものであります。

その基本となるべき政策は、既に十数年も以前から指摘されている人口減少問題を第一に捉え、人口流出を防ぐ手段としての基本的なまちづくり対応として、生活利便性の向上と確保、雇用創出のための積極的な対策が必要不可欠であり、これまでも指摘されている勝浦市の主産業への取組が、今まさに最重要課題として位置づけられなければならないと考えます。

そこで、以下の点について伺います。

これからの勝浦市政を行う中で、まず1番目に聞いておかなければならないことは、人口減少と消滅可能性自治体についてであります。

令和6年4月24日に人口戦略会議において公表された令和6年・地方自治体「持続可能性」

分析レポートの消滅可能性自治体に、当然のごとく勝浦市が分類されております。このことは、将来の勝浦を展望するに当たっても非常に大きな問題でありますので、このことについての市長の受け止めと、人口戦略会議の報告書の指摘について、率直な思いと見解を伺います。

続きまして、大きな2点目として、総合計画の中の各論についてお聞きします。

その一つが、都市計画マスタープランの更新についてであります。既に本年度から2か年事業で都市計画マスタープランの更新を行うことに着手されているようですが、都市計画マスタープランは、これからの都市づくりを進めていくための指針であり、目指すべき都市像と、その実現に向けた取組の方向性や考え方により市街地を形成する計画です。総合計画の基本計画において、基本方針5「良好な市街地等の形成」のうち、計画的な土地利用推進に関しては、さきに述べましたリーディングプロジェクトの位置づけと構成から除外されていますが、勝浦市の特性を再検証し、都市計画を再構築することが必要なことであると思います。

よって、このことから、以下の点についてお伺いします。

その1点目は、既に都市計画マスタープランの更新を行うことに着手されているようですが、基本的にどのような計画更新を行おうとしているのか、お伺いします。

2点目として、都市計画用途地域の大幅な見直しを行い、特に松野バイパスに関連し、松野バイパス計画の第1工区から連結する芳賀地先から勝浦方面への国道297号沿いの土地利用について、用途地域指定などを検討することが必要であると思いますが、考えを伺います。

次に、3点目として、勝浦駅北口、いわゆる駅裏の市有地について、開発計画による買収から既に20年以上が経過していますが、いまだに一部が月ぎめの有料駐車場として活用されているだけであり、この土地を買い受けるに当たって、平成14年3月に策定した勝浦市北口周辺土地利用計画策定調書に記載されている計画には、全く進展性が見られない状況です。この際、用途地域の全面的な見直しと計画されている都市計画道路について具体的な方向性を示す必要があると思いますが、考えを伺います。

次に、大きな3点目として、農業を取り巻く早急な対策について伺います。総合計画、リーディングプロジェクトの2、豊かな自然を生かす取組の施策1及び2は、勝浦の基幹産業の主体であります。この中の主な取組として、農水産物の高付加価値化、販路拡大は、これまでも多方面から対策を実施してきており、今後とも必要不可欠な取組ではありますが、特に農業に関しては、その基本となる農用地と農業従事者、後継者問題等の大きな課題に向き合わなければならないと考えることから、以下の点についてお伺いします。

その1点目は、農業振興地域整備計画における農地の現状について、現計画策定時と令和5年度地目別数値を踏まえた比較について伺います。

次に、2点目として、以前からも議会の中でも多く取り上げられていますが、農地の荒廃、耕作放棄農地の現状とその対策について伺います。

3点目として、平成27年度から進めている勝浦ダム関連ストックマネジメント事業と農地法における転用との関係について伺います。

4点目として、農業従事者の減少と後継者不足は、勝浦市の基幹産業との位置づけの中で大変重要な問題であることから、これまでもいろいろと検討し対応しているものと思いますが、改めて、これらに対する対策、対応方針について伺います。

最後に、5点目として、昨年6月にも質問した有機米、有機野菜導入に対する取組について、

進捗状況をお伺いし、登壇による質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤啓史君） 市長から答弁を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいまの鈴木議員の一般質問にお答えします。

人口減少と消滅可能性自治体についてであります。今回、公表された分析レポートでは、20歳から39歳の女性人口が2020年から2050年までの30年間で50%以上減少する自治体を消滅可能性自治体としており、勝浦市もこれに該当していることは重く受け止めているところです。

一方で、同レポートで示された人口推計は、2050年の総人口で8,815人となっており、総合計画における総人口の人口推計、2045年に8,128人と比べ、ほぼ同様の推計となっております。

今回の分析レポートの内容も参考にしながら、粛々とリーディングプロジェクトを中心に総合計画に掲げた施策を着実に推進するとともに、他の自治体の例も参考にしながら、安心して子育てできる環境づくりや移住・定住施策などについては、特に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、あわせて、社会における少子化の流れも考慮に入れながら、効率的・効果的な行政運営、健全な財政運営の推進、加えて近隣自治体と連携した広域的な行政の推進を図るなど、将来にわたり住民の皆様が心豊かに健やかな暮らしを実現できるよう取り組んでまいります。

次に、都市計画マスタープランの更新についてお答えします。

まず、都市計画マスタープランの計画更新についてであります。都市計画マスタープランは、おおむね20年を計画期間とし、現行の都市計画マスタープランは、平成26年に改定し、9年が経過しております。令和5年度から勝浦市総合計画が新たにスタートしたことから、本年度より2か年をかけて改定するものです。

急激な人口の減少や少子高齢化など、本市を取り巻く社会情勢も大きく変化していることから、現行のマスタープランにとらわれず、住民の意見も十分に取り入れ、本市の現状、課題を把握し、実情に合った計画といたします。

次に、国道297号沿いの土地利用についてであります。国道297号沿線の都市計画の用途地域について、いわゆる新坂より北側、新戸地先の県道上布施勝浦線までは用途地域が無指定、さらにそれより北側は都市計画区域外となります。

そのため、都市計画法上は、現在でも勝浦市街地に比べ商業施設等の立地が比較的緩やかではあります。総野地区は農業振興地域に指定されておりますので、関係機関とも協議の上、農地以外の土地の利活用について検討してまいります。

次に、勝浦駅北口市有地の用途地域の見直しと都市計画道路の具体的な方向性についてであります。勝浦駅北口の市有地については、平成14年から17年にかけて取得いたしました。買収に当たっては、勝浦駅北口周辺土地利用計画を策定し、まちづくりの拠点として、不足する公共公益施設用地等として計画しておりました。

また、現在の用途地域及び都市計画道路の都市計画決定は平成9年4月1日であり、勝浦駅北口の市有地の取得よりも早い時期のものであり、勝浦駅北口周辺土地利用計画とは異なっていることや市有地北側の道路も当時は有料道路であったことなど、現在の状況とは大きく異なるため、第1種低層住居専用地域としている用途地域の見直しや、都市計画道路の線形の見直しなどの検討を行ってまいります。

次に、農業を取り巻く早急な対策についてお答えします。

まず、農業振興地域整備計画における農地の現状について、現計画策定時と令和5年度地目別数値を踏まえた比較についてであります。農業振興地域整備計画は、平成28年度に全体見直しを行っております。現計画策定時と令和5年度地目別数値を踏まえた比較でございますが、農業振興地域の農用地区域面積のうち、田については745.9ヘクタールから744.0ヘクタールとなり1.9ヘクタールの減、畑については179.0ヘクタールから176.2ヘクタールとなり2.8ヘクタールの減、その他、樹園地22.2ヘクタールや採草牧草地1.1ヘクタール等につきましては、現在の計画策定時から変更はございません。

次に、荒廃農地、耕作放棄農地の現状と対策についてであります。農林業センサスによる田の経営耕地の推移によると、平成12年から令和2年の20年間で約4割減少しております。

この休耕田の増加要因の一つとして、農業者の高齢化・後継者不足が考えられることから、解消策の一つとして、令和5年度から地域おこし協力隊2名を任命し、将来的に市内農業に従事するべく、市内農家で農業について研修中です。

さらに、本市は耕作条件が不利な中山間地域であることに加え、基盤整備が行われていない田が多いことも要因と考えております。

これらの解消策の一つとして、名木木戸地区、大森地区、大楠地区において、基盤整備を実施しているところです。

次に、平成27年度からの勝浦ダム関連ストックマネジメント事業と農地法における転用との関係についてであります。農地法における転用許可申請の条件として農業振興地域の農用地区域からの除外が必要となりますが、県営勝浦ダム地区土地改良事業の施行に係る地域に記載されている農地、いわゆるダム受益地は、当該土地改良事業実施期間中及び事業完了から8年間については、農業振興地域の農用地区域からの除外の申出を受け付けておりません。

結果として、ダム受益地については、当該土地改良事業実施期間中及び事業完了から8年間については、農業振興地域の農用地区域から除外することができないことから、農地法による転用許可申請もできないこととなります。

次に、農業従事者の減少、後継者不足への対策、対応方針についてであります。新規就農者に、農業経営を始めてから経営が安定するまでの最大3年間にわたり年間150万円を交付する農業次世代人材投資基金（経営開始資金）を活用する1名のほか、地域おこし協力隊制度により、令和5年10月より農業支援スタッフとして2名を任命しております。現在、この2名は市内での就農を目指し、市内農家において露地野菜を中心とした研修を受けております。

全国的に人口減少が見込まれる中、多くの職種において人材確保が課題となっているところではございますが、このような各種制度を活用することで、今後も就農へつなげてまいりたいと考えております。

次に、有機米、有機野菜導入への取組についてであります。令和5年度に農業振興に関するアンケート調査を実施しており、その中で減農薬栽培や有機農業についての質問に対し、手間や費用、安定した品質や生産、技術や知識についてを問題点として挙げた方が計88.6%となっております。

これらの問題解消が導入に向けた課題となるものと考えており、これらの解消に向けて、さらなる調査・研究を進めていきたいと考えております。

以上で、鈴木議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。鈴木克己議員。

○6番（鈴木克己君） それでは、順次再質問させていただきます。

まず1点目の消滅可能性都市、可能性自治体、これについて、私は市長のお考えということで、これが今、勝浦にとって何だろうかという話になるわけですが、今、市長も答弁の中で言われたとおり、2020年と25年後の比較、この人口比較が、女性の場合の20歳から39歳の比較が25年間で半分以下になるところが、この可能性のあるということで、これはほかの文献いろいろ読むと、なるほどそのような、その先を見ると、もうここで50%切っているということは、さらにそこから50年たつと、もうほとんどいないんだというふうな計算式があるようですし、それを見てみますと、まさにそのとおりだなと。勝浦市がどうなのかということになると、これが50%切っているので、数的には、2020年が、この20から39歳の間だと960人のカウントに対して、25年たつと、これが440人になるという、これは人口推計の中で出てきている数字であります。よって、これが何もしなければ、このままになってしまうだろうと。それと、市の総合計画の中の人口ビジョンも、ほぼこの数字と似ているんですけど、人口ビジョンのほうがまだ、今回のこの発表された数字よりはまだ少しいかなというふうな数字だと思います。ですから、ここで今やっぱ手を打つ、これが消滅させない一つのやることだろうというふうに思ったので質問させてもらったわけです。

じゃ、ここで何をやるかということは、もうほぼ具体的なことは、この計画の中に書かれていますので、それをまず踏襲すれば、ここまでいかないだろうというふうなことも考えられるんですけど、常にこのことは念頭にしておかないと、これ本当になくなりますね。勝浦市ばかりじゃなくて全国でこういう自治体、本当にたくさんあるという中において、ただ、勝浦の場合は、どっちかという都市圏に近い地方都市ですけど、この千葉県においても外房、銚子から南房総までのこの外房地域は、本当にこういう著しい減少がありますので、そのところについては、これからの市政のいろんなやり方について、十分このところをいつでも念頭に置く必要があるのかなということでの質問でしたので、これはこれで終わりにします。

それでは、今回、一応、中心的なものは、都市マスタープランと農業問題です。都市マスタープランについても、もう既に予算化されて、もう既に業者も決まって、今コンサル業者も決まって対応しているというふうに伺っていますが、その中で、ちょっと聞いておきたいのは、これコンサル、入札でやったようなので、もう名前の公表はあると思いますが、改めてコンサル委託の業者と、その業者の実績、そして、これを2か年、どのような形でこのマスタープランを改定していくのかについて伺います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。

今回のマスタープランの改定の業務委託でございますが、入札が4月の26日に実施され、契約年月日が5月8日ということで、受注業者は株式会社ウエスコというところでございます。

また、この株式会社ウエスコさんの直近3年間の実績を申し上げますと、都市計画マスタープラン策定業務委託の実績ですが、千葉県内ではございませんでしたが、大阪、岸和田市ほか13の市町で実績の確認ができました。

また、千葉県内の業務委託の実績といたしまして、柏市、成田市及び千葉県で都市計画基礎

調査に係る業務委託、また同じく千葉県で都市計画見直し基本方針及び広域マスタープラン検討業務委託の実績がございました。

次に、今後のマスタープランの進め方でございますが、先般、請負業者と打合せを行いまして、そのときに本市のこういうふうにやりたいというような意向を伝えまして、工程表の提出をいただきました。これにより、都市計画マスタープランの見直しを行ってまいります。

今回の都市計画マスタープランの見直しは2か年で実施いたしますが、1年目は、本市の現状、課題の把握及び本市の全体構想の検討を行います。具体的に申しますと、現状、課題の把握では、既存資料の収集、整理、上位関連関係の計画の把握、アンケート等による住民意識調査を行い、現状課題の整理を行い、庁内の都市計画マスタープラン検討委員会及び外部有識者で構成される都市計画マスタープラン策定委員会を開催し、意見集約を行います。また、本市の全体構想の検討では、都市づくりの目標設定、全体構想の策定を行い、全体構想策定後に、都市計画審議会、庁内検討委員会、マスタープラン策定委員会を順次開催し、内容の審議をしていただきます。

2年目になりますと、今度は地区別構想の策定、まちづくりの実現に向けた方策、その後にマスタープランの作成となります。まちづくりの現実に向けた方策の後に、庁内検討委員会、マスタープラン策定委員会を開催し、内容を審議していただき、その後に都市計画マスタープランの素案を作成し、パブリックコメントを実施、行いまして、市民の意見を集約、その後に都市計画マスタープランの策定を行いまして、都市計画審議会を経て公表という形になります。

都市計画マスタープランの見直しに当たっては、市民の意見を十分反映し、本市の実情に合った計画にしたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 課長の答弁のとおり、計画については、大会社のコンサルがやっているの、その計画づくりには間違いがないと思いますが、これ逆に言うと、この田舎町の勝浦に、それだけ大きな会社が入ってきて、やるに当たって、地域実情はどうなんだろうと。当然ながら、今の状況ですので、いろんな資料も持っているんだろうけど、勝浦の目指すこの方向を、しっかりとその計画の中に入れていかなきゃいけない。今までも、経験上もありますけど、どちらかというと、マスタープランについては、もうできちゃったら、そこで終わっちゃう。終わっちゃうという言い方おかしいけど、できたら何となく、できましたので、その先がなかなか、それに沿って、やっているような状況は見えない。

実際、今のマスタープランについても、改めて今回見直したら、あっこんなこといっぱいあってあったんだなということがいっぱいありましたので、それが今回は、もうこの人口減少の中で、町が消えるかどうかのところにかかっているの、そういうことがないように、ぜひとも行っていただきたいということと、あと、やっぱりこれ、ちょっと副市長に先に、竹下副市長に、隣の加藤副市長のほうにちょっとお伺いをしておきますが、今回この消滅可能性自治体というものに言われている中から、これ脱却するために、この市のマスタープランとは、やっぱりつくる内容もあると思います。

ですから、コンサルに委託して行うんですけど、その市の十分な意向を反映させることが重要であって、ここにどのような形で、やっぱり市がコンサルと協議していく必要があるのかというところにおいて、副市長の立場からお話しいただければと思います。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。加藤副市長。

○副市長（加藤正倫君） お答え申し上げます。先ほどの市長の答弁にもあったとおり、本市の現状、課題を把握して、実情に合った計画となるように見直しを行うと、これに尽きるのかなと思いますし、本市が消滅可能性自治体として取り上げられた今、重要なのは今年度、1年目に行う全体構想の作成であります。ここで、しっかりと皆さんの意見を吸い上げて、そして課題を拾い上げる、これを業者とともに、しっかりと地域に入ってやっていくということが必要なんじゃないかなと思っています。

今回のマスタープランの見直しを通して、将来に向けて、都市づくりの目標と都市の将来像、これをしっかりと示していく、具体的に示していくということが必要になってきますし、具体化する将来都市像、これをしっかりとします。絵に描いた餅にならないように、生きた計画にしたいと思っています。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 加藤副市長も勝浦に来て丸2年たって、この間に、本当に勝浦を、全く勝浦で生活したことのない方が、今、勝浦の町なかでは加藤副市長を知らない人がいないぐらい、いっぱい歩いていますよって聞くんですよ。歩くということは、やっぱり自分の足で踏んで、この勝浦のまちを知るということは、私は副市長は、やっぱり随分やってくれるなというふうな評価をさせてもらいますけど。私が評価したってしょうがないんですけど。そういうことを今回のこの計画の中には、ぜひとも入れてもらいたい。入れてというか、そういう気持ちでやってもらいたいということで、副市長にちょっとお聞きしたんであります。

それで、この中で1点、ちょっと私のほうから注文というか、したいのは、とにかく今あるこの計画の中で、国道。いわゆる勝浦市がなぜこれだけ、もう近隣の市町村から見ると後れてしまったのかなという部分は、やはり土地がないということだと思います。隣のいすみ市にしても、大多喜町にしても、鴨川市にしても、やっぱり旧市街地のほかに、広域的な利用できる土地があるということが強い強みだと思います。

そういう中において、勝浦市はこの郊外型の商業施設も入ってこれないということになりますので、このマスタープランの中で、今回本当に根本的な見直しをしてもらいたいのが、やはり297号沿い、松野バイパスからつながってくる、第1工区からつながってくる297号沿いのところの道路と、その周辺の土地。農地でなくて土地ですね。そういうところを、今後の勝浦市には、そういうところがやっぱり都市計画の中に含まれてくるのが、含んで計画しなきゃいけないかと思いますが、それについては、今度、竹下副市長に、297号沿いに住んでいる方ということではないですけど、その辺を含めて、やっぱり地域自治をよく知っていると思いますので、考えを、市の見解として伺いたい。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） お答え申し上げます。いわゆる新坂より上ということでお答え申し上げますけれども、297号線沿いにつきましては、都市計画法上、無指定、それから全然、何ていうんですかね、無指定であって、また都市計画区域外という扱いになっておりますので、新たに都市計画法上の網をかぶせるということは、必要性はないというふうに感じております。

ただ、それはあくまでも今、農振区域だという、あのほとんど一帯が農振区域でございますので、農振区域を外すことが先決という形になりますので、その外すこと、それから農地転用

につきましては、先ほども農林水産課長が申し上げたとおり、なかなか農振法と農地法の関係で難しいという面がございます。

しかしながら、今現在、一つの方策として見ると、地域未来投資促進法という法律がございます。この法律を、まだ私も勉強段階で確かなこと申し上げられませんが、農用地区域、それから第1種農地、これに当たる場合であっても農地転用が可能だという扱いができるということです。これは一団の土地じゃないとなかなか難しいとは思いますが、そういう法律が今、促進法という法律がございますので、その辺を勉強しまして、もし可能であれば、その対応というのは図っていけるのかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 土地利用に関しては、297号沿いの土地といえば、ほとんどが農地です。ただ、そこに点在して、店舗等も出ていますけど、総体的にそこを、やっぱり勝浦の入ってくる道路沿いを、やっぱり市街地で有効利用するためには、私はその中で網かけをしておく、そして用途地域というか、勝浦市のこの方向の地域として、私は指定しておくほうがいいのかなと思います。副市長とちょっと見解が違ったようです。そのところは、やっぱり内部的にも、そしてまたコンサルの会社とも十分検討していただきたい。農振農用地だということは、またこの後に出ていますので、そのところでやりますけど、そういうことで、私は297号沿い。

それと、もう1点が、このマスタープランの中には駅裏、いわゆる駅裏の土地、30万平米かな、あれを、あそこを、いろんな事情があつて勝浦市が購入したというところですが、あの土地については、もうほとんど皆さん知っていますけど、裏で月ぎめの有料駐車場しかない。そして、これを買うに当たっては、市が大規模な土地を買うに当たっては県からの、県の許可が必要ですので、それをもらうために造ったと言ったら語弊あるかもしれませんが、勝浦駅北口周辺土地利用計画策定調査というのが、平成14年3月に、この調査図ができています。

実際にこの用途地域を指定したのは、それより前なので、そことのちょっとギャップはあるんですけど、いずれにしても、この駅裏のバイパスから下の部分とバイパス挟んで上の部分、今の若潮台、潮見台のあの辺を含んだところを、やっぱり、なぜそのままになっているかというと、原因は、もうこれ聞いていると時間なくなっちゃうので、私的な判断で言うと、まず道がないということです。道路がない、車が入れない。乗用車は入れますよ、駅裏には。だけど、そこに大型車入っていかない。結局、商業地域としては全然もう使い物にならないような土地になっています。

ですから、まず、ここを市の財産として持っているだけではなくて、ここを中心に今後、市街地形成をやっていく必要があるのかなというふうに思います。そして、現状の計画図では、その地域一帯は、第1種低層住宅専用地域ということで、住宅しか建てられない土地、それも高層住宅が建てられない、そういう地域指定されていますので、まずここを突破、全部もう白紙に戻して、もう一度作り直す、そんな必要があると思いますが、それについて、今後のこの2年間でつくられていく中で、そのところの考えをどうするのか、お伺いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。栗原都市建設課長。

○都市建設課長（栗原幸雄君） お答えいたします。議員おっしゃるとおり、通称駅裏の市有地につきましては、第1種低層住宅専用地域といたしまして、一応、一番厳しいような規制がかかっているところで、こちらにつきましては本当に住宅、低層の住宅しか建てられないというところ

ろになっておりますので、ここを見直すことによって北口の有効利用が図られるのではないかと
思っておりますので、この辺は検討してまいりたいと思います。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 全くこれは、もう本当に前の計画は、その上に色塗るんじゃないくて、全く真
っ白にして、その上でつくり直すというぐらいのことでやっていただきたいと。

そこで、竹下副市長にもう一度お聞きしますけど、この土地については、これまでも市の
ほうに、ここを使いたいとか、そういう打診も私もあったように聞いています。いろんな話が
来ていますよね。ただ、やっぱりそこで断念されるのが、先ほど言った住宅指定だということ
なので、ここに、もう一度改めてお聞きしますけど、なぜ今までこれができなかったのか。で
きなかったのかというよりも、業者が入ってきても、いろんな市としては、ぜひやってくれと
いう話になるんだろうと思いますが、それができていないことと、あと現計画図にもある、こ
のバイパスなり国道からの進入道路、これの具体化も私は必要だと思いますが、今後それをど
のように解決していきたいか、お聞きします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） お答え申し上げます。まず、今まで開発が進まなかった原因というのは、
あそこが用途指定として第1種低層住専地域だったということだと思います。これにつきまし
ては、今後、用途地域の見直しというのは絶対図っていかないと、あそこの開発というのはで
きないと思っております。

それともう1点、都市計画道路、これは今のところ図面上は落とされておりますけれども、
これについても、ある程度線形の見直しをして、有効活用があつた全体、大体17万4,000平米ござ
います。この開発を図るためにも、この道路の線形の見直し、そして用途地域の見直し、これ
を行っていききたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 今、副市長のほうから、特に道路については、今ある計画図にある道路は、
これ見ても、本当にこれ造れるのかなというふうな線引きになっておりますので、ぜひとももう、
この計画2年の中で、やっぱり現地調査も十分にやって、道路は必ず入れるという方向で。こ
れは、計画したから道路すぐ造りますよではないと思いますけど、消えない勝浦をつくるため
には、この問題は、やっぱり今、重要視していく必要があるかなと。市長が言う教育と子育て
の問題も本当に重要な問題ですけど、私は、それもそうですし、このまちづくりが本当に、こ
れから勝浦になくってはならない問題ですので、そのところを十分に考えて計画をつくり直して
もらいたいという、これは要望を含めてのお願いです。答弁要りません。

次に、あと14分なので、農業関係に行きたい、行かさせていただきます。

今日の前段者のほうで、農振とストックマネジメント等の法的なやり取りについては十分や
り取りされていたので、聞いていても、まさにそのとおりだという中において、できないとい
うことが何か強調されていて、法律だから無理だというふうなことなんですね。私もこれ実は、
私、自分のことを言っただけですけど、この農振計画の最初のできたのが昭和45年、48年で、
見直し、ずうっとやっけていまして、見直しを最初にやったのは、実は当事者の私ですけど、担
当しました。ですから、非常に苦労とか中身のことは、ある程度今のところ、もう大分忘れて
きましたけど、農振計画というのは非常に大事な計画だというのは十分承知しているし、これ

がないと、勝浦の農業に対する、もう投資もできないというふうなことです。この計画は非常に大事なものではありませんけど、それはやっぱり時代時代に合わせて形で作り直していくのが本来のこの計画見直しなんですけど、先ほどから話が出ていとおりの、勝浦市は勝浦ダムの受益地が、どうしても足かせになって、そこの部分だけは県も絶対譲らないと。法律を盾にして、これは駄目だと。6億、7億、お金、改めてまた入れているので。その事業ができていなければ、やっぱり勝浦の農地、水田に排水もできない状況の勝浦市ダムになっていましたので、これをやることはやむを得なかったけれども、現在の状況と、その昭和時代の状況は全く違うので、そこのところで、やっぱりこれ法律だから、マネジメント、国の事業やったから、事業がやっている間、全く手つけられませんよ。そして終わってから8年間、手つけられませんよ。先ほどの前段者の話の中でも、令和8年度まで事業をやって、そこから8年間で16年度まで、まだ今日数えても11年間は全く手をつけられない。その間に農地のほうは毎年毎年荒廃している、そういう現状があるんですね。

ですから、そこのところは、法律だからどうのこうのというの、それは行政だから、やむを得ないかもしれませんが、そこは何とか政治的な力というか、力じゃない、政治的な問題として、県のほうにも譲歩させるような、そういうことが、市長をはじめ皆さんで対応できないのかなというふうに思いますが、それについて今後の見通しも含めてどうなのかなということ、法律だけじゃなくて現状を十分に検討した中で、やっぱり県なり国なりと折衝するというぐらいのことをやっていかないと、勝浦市の農地が、農地という、水田というだけで何もできない、ただ単に土地があるだけになっちゃうので、そこのところをね。やたらに転用すればいいという話ではありません。十分に勝浦ダムの受益地の中で、受益地を基本として使えるところは、使えるというか、使っていかなきゃいけないのは分かりますけど、その中でも、さっき言ったとおり、40%がもう使えない、もう荒廃しちゃっている土地だということも現状としてあるので、その辺をやっぱり、これから進めていく上では、法律だけの話ではなく、また事業の話ではなく、それを市長はじめの政治的な動きで対応できないのかなというふうに私は思いますし、国の補助金が入っているのであれば、逆に言えば、補助金五、六億だったらそんなものの返しちゃうという話の中にはあるんですけど、それはまた違うんだろうと思いますけど、そういうこと含めて、加藤副市長のほうで何か方策みたいな考えがあればお聞きします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。加藤副市長。

○副市長（加藤正倫君） お答え申し上げます。先ほど来出ていますけど、御承知のとおり、法律の話になってしまいますけど、本市の農地の活用、これを考えたときに最もネックになる点、重複になりますが、勝浦ダムの受益地であり農用地区域に含まれていること、これが農地転用を極めて困難にしている点であります。この点については、現在の農業関係法令、この規制の状況にあつては、いかんともしい難いものである、これは認識をしております。が、一方で、議員御指摘のとおり、現在の本市の現状を勘案すれば、この問題点に対して、様々な切り口から打開策を研究する必要があると思っています。

少し踏み込みますけども、その一つとして、先ほど竹下副市長からお話のありました地域未来投資促進法です。これ重要なので、もう一度言います。地域未来投資促進法です。これによる土地利用調整の仕組みを活用した特例措置について、国、県と協議を開始し、研究してまいりたいと考えております。

せっかくなので、この地域未来投資促進法について少しだけ、長くなりますけど、御紹介させていただきます。地域未来投資促進法、これ経済産業省が所管している法律でして、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を促進することを目的とする法律です。

地域経済牽引事業とはというところですけど、これは国が策定する基本方針、これはもうできています。それを参考に、県と市が共同して策定する基本計画、これで対象となる重点区域を設定します。そして、それに基づいて、市が策定する土地利用調整計画、これによって市内の区域をまた指定すると。当該事業の用地については、これらの計画があることが前提ですけど、農地関係手続について例外的な配慮、これを受けられることになっています。

具体的に申し上げますと、前段の議員のお答えの中にもありましたけれども、農用地区域から除外する際の要件の一つに、土地改良事業等の実施後8年経過していることという点がありました。これについて、農業用排水事業、いわゆる用水かんがい事業、こういった線の整備に当たる場合は、実施後8年を経過していなくても農用地区域から除外することができるとなっています。

したがって、先ほど申し上げた関連計画が認められて、地域経済牽引事業を行う事業者が現れる、これが前提でありますけれども、現在の本市の農地に係る規制を考えれば、研究をしてチャレンジをする、そういう価値はある、そういう制度だと思っています。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに。鈴木議員。

○6番（鈴木克己君） 今、本当に、あっそうなんですかということで聞いていましたけど、改めてまた、このことについては、ちょっと勉強させてもらいます。

それで、時間もあと6分になりました。まだほかにも多数あったんですけど、この後は、市民の方から農地の関連していろいろ今までも言われてというか、いろんな相談を受けた中のことについて若干お聞きしたいと思います。

まず荒廃農地、耕作放棄農地の現状と対策という部分では、やっぱり現状、もう皆さん御存じのとおり、基盤整備した、今まさに基盤整備やろうとしているところがある中で、こんなこと言ったら語弊がありますが、基盤整備した土地も、もう後継者がいない、そして地域で農業をやる方が本当に減っている、そして今後は企業が農業できるようというふうなことで進んでいる中で、やっぱり基盤整備した土地でも荒廃しちゃっているという部分があって、なぜかといったら、やっぱり有害鳥獣の問題がどうしても絡むんですけど、イノシシ、最近、鹿は大分少なくなっちはいるみたいですけど、あとはキョンですね。水田においてはキョンが悪さしたというのはあまり聞いていませんけど、特にイノシシと鹿は水田の中に入るといふこともありますので、そういうことに対して以前、令和じゃない、平成だ、平成30年度からの、これ千葉県の実業として、イノシシ棲み家撲滅特別対策事業ということで、個人ではありませんけど、まとまった団体で、自分たちの集落周辺の草刈りをやると、1反歩当たり、これ幾らだ、3万8,000円が定額助成された事業がありまして、勝浦市でも、これに乗ってやっていました。そして、そのときはやっぱり耕作放棄または休耕している農地も、そういう、みんなで草刈りやって、弁当代ぐらいもらってということをやっていたので、非常によかったという話を聞いたけど、県がなくなったら、いきなりなくなっちゃったと。何で勝浦市はそれを市でやらなかったのかということでは言われていまして、ぜひともそれを復活させてくれというような話

もあります。そうすれば自分たちで、やっぱり集団で、少なくともガソリン、油代と手弁当代ぐらいもらえれば、またみんなでやるよという話もありますので、いわゆる今まで荒れちゃった土地を管理しようという動きもありますので、それについて今後対応していただきたいと思いますが、課長の答弁でいいですので、お答えください。

○議長（佐藤啓史君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。今、議員のほうからお話が合った件は、平成30年度から3年間、県の補助金を受けて実施していた勝浦市イノシシ棲み家撲滅特別対策事業補助金のお話かと思います。当時、県からの補助金を受けてやっていた事業でございますが、今後、同じような補助金等々を現在まだ実施しているのかいないのかも含めまして、再度検討してみたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤啓史君） ほかに質問ありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） ぜひこれは、県がやっているやっていないじゃなくて、勝浦市として、この前に県がやった事業を継続して、今後新規に、また立ち上げてもらいたいという要望です。ですから、十分考えてもらえば、やっぱりそういうところをやっていれば、地域の農地も生きてきますので、ぜひともお願いしたいなというところで、今やるやらないの話しても、あと駄目なので。

最後に、有機米、有機野菜、これも非常に難しいようなことが市長の答弁の中で出てきましたし、調査をしたら八十何%、88.6%の方が、なかなか前向きではなかったというふうなことです。じゃ、なぜいすみ市ができていんだということになるわけですね。それは行政が本腰で力入れているからです。やるほうは大変らしいです。ただ、町がやってくれ、でもその分の米もちゃんと買うからという、やっぱりその中で、今、市販のお米、単純に言うと1俵1万3,000円を、いすみ市は2万円で買っているし、そのためには、やっぱり手を入れなきゃ買えないというところがありますので、それはやっぱり地域の農業を守るための地元の行政の在り方だと思いますよね。ですから、ここで言う有機米、有機野菜、それが今、全国に波及しているんです、逆に言うと、いすみ市から。千葉県でも、木更津もやっていますし、匝瑳のほうでも始めていますし、これはこれからの、やっぱり農地を生かしていく部分では非常に大事な話だと思います。

市長は前回の答弁のときに研究、検討しますということで答弁終わっていますけど、ぜひともこここのところは、さらなる上乘せした答弁をぜひいただきたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（佐藤啓史君） 答弁ですね。答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えをします。現状、大変厳しいというふうに思っておりますが、いすみ市等、20年ぐらい前からの始めた頃からのことを存じ上げております。そういう経過だとか、今どうなっているかとか、そういうことを踏まえまして検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（佐藤啓史君） これをもって、鈴木克巳議員の一般質問を終わります。

散 会

○議長（佐藤啓史君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
明6月6日は、定刻午前10時から会議を開きますので、御参集願います。
本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後3時16分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問